

第五次中期経営計画

(令和7年度～令和9年度)

令和7年3月

神奈川県国民健康保険団体連合会

目 次

第1章 中期経営計画の目的

- 1 本会を取り巻く環境の変化と経営の方針・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 第四次中期経営計画の取組を振り返って・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 第五次中期経営計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 第四次中期経営計画の取組結果

I 審査支払業務等の更なる充実強化と効率化に向けた取組

- 1 診療報酬に係る審査支払業務の効率化等に向けた取組・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 療養費の適正化に資するための取組・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 その他各制度における的確な取組(介護・障害・後期)・・・・・・・・・・・・・ 10

II 新たな保険者ニーズに対して迅速・適切に対応する取組

- 1 保険者等が行う保健事業に対する支援・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2 医療費適正化の取組・・・・・・・・・・・・・ 20
- 3 国保制度の安定的・効率的な運営に向けた取組・・・・・・・・・・・・・ 21
- 4 その他の取組・・・・・・・・・・・・・ 25

III 効率的で安定した事業基盤の構築に向けた取組

- 1 経費削減と安定財源確保の取組・・・・・・・・・・・・・ 27
- 2 会計の透明性の確保・・・・・・・・・・・・・ 29
- 3 効率的な組織体制の整備・・・・・・・・・・・・・ 30
- 4 組織の活性化と人材の育成等・・・・・・・・・・・・・ 31
- 5 情報セキュリティ対策と危機管理体制の整備・・・・・・・・・・・・・ 33

第3章 第五次中期経営計画の取組方針

I 審査支払業務等の更なる充実強化と効率化に向けた取組

- 1 診療報酬に係る審査支払業務の効率化等に向けた取組・・・・・・・・・・・・・ 35
- 2 療養費の適正化に資するための取組・・・・・・・・・・・・・ 38
- 3 後期高齢者医療制度における取組・・・・・・・・・・・・・ 40
- 4 介護保険制度における取組・・・・・・・・・・・・・ 41
- 5 障害者総合支援制度における取組・・・・・・・・・・・・・ 44
- 6 特定健診における取組・・・・・・・・・・・・・ 44
- 7 出産費用の保険適用・・・・・・・・・・・・・ 45

II 保険者ニーズに対して迅速・適切に対応する取組

- 1 保険者等が行う保健事業に対する支援・・・・・・・・・・・・・ 46
- 2 医療費適正化の取組・・・・・・・・・・・・・ 48
- 3 その他(国保制度の運営・市町村支援に関する取組)・・・・・・・・・・・・・ 50

Ⅲ 効率的で安定した事業基盤の構築に向けた取組

- 1 経費削減と財源確保の取組 5 3
- 2 会計の透明性の確保 5 4
- 3 人材の育成と効率的で働きやすい組織体制の整備 5 5
- 4 情報セキュリティ対策と危機管理体制の整備 5 7

第1章 中期経営計画の目的

1 本会を取り巻く環境の変化と経営の方針

- 国民健康保険は、国民皆保険の中核として地域医療の確保、住民の健康保持増進に多大な貢献をしてきた。
- これまで、神奈川県国民健康保険団体連合会（以下「本会」という。）は、国民健康保険法で定める診療報酬の審査支払業務をはじめ、各種法令に基づき後期高齢者医療や介護保険、障害者総合支援に係る業務などを幅広く受託し、また、風しんの予防接種等費用や新型コロナウイルスワクチン接種等費用の支払業務といった新たな分野の業務にも対応するなど、保険者等のニーズに応じるほか、保険者事務の共同処理や医療費適正化など、保険者等の支援を行うため様々な取組を積極的に進めてきた。
- 保険者等や本会を取り巻く環境は、少子高齢化、医療の高度化、各種事業のデジタル化など、大きく変化を続けている。
- 中でも、厚生労働省が所管する医療・介護DXの取組は、オンライン資格確認の導入や予防接種事務のデジタル化、介護情報基盤の構築、医療等情報の二次利用、診療報酬改定DXなどが掲げられ、それぞれこれまでの国保連合会の業務に深く関わりのあるものから、市町村等の支援に関わる新たな業務まで、数多く幅広いジャンルの事業推進が求められており、国保連合会が担う役割も併せて大きいものとなっている。
- また、国に設置された「審査支払機能の在り方に関する検討会」において、審査結果の不合理な差異の解消や、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）と国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）・国保連合会のシステムの整合的かつ効率的な在り方等について検討された結果を踏まえ、厚生労働省、支払基金及び国保中央会は、令和3年3月に「審査支払機能に関する改革工程表」（以下「改革工程表」という。）を策定し、コンピューターチェックや審査基準の統一、システムの共同利用に向けた取組が行われることとなり、現在具体的な検討が進められているところである。
- 本会は、保険者が共同してその目的を達成するため必要な事業を行うことを目的とした団体であることから、保険者への良質なサービスの提供と効率的で安心できる事業運営の推進をめざし、情勢の変化に的確に対応しつつ、国民健康保険制度をはじめとする社会保障関連の諸制度等の円滑な運営に、より一層貢献していかなければならない。

2 第四次中期経営計画の取組を振り返って

- 第四次中期経営計画（令和4年度～令和6年度）では、「審査支払業務等の更なる充実強化と効率化に向けた取組」、「新たな保険者ニーズに対して迅速・適切に対応する取組」及び「効率的で安定した事業基盤の構築に向けた取組」の三項目を大きな柱として、具体的な取組方針を定め、掲げた目標を着実に実施するよう取り組んだ。取組結果の概要は次のとおりである。

『審査支払業務等の更なる充実強化と効率化に向けた取組』

- ・ 診療報酬に係る審査支払業務の効率化等に向けた取組
審査基準の統一化に向けて、コンピューターチェック項目の拡充に取り組むとともに、支払基金とのコンピューターチェックの整合性の実現に向けた作業を進めたほか、令和6年1月には国保総合システムのクラウドリフトを伴う機器更改が完了した。
- ・ 療養費の適正化に資するための取組
柔道整復施術療養費において、施術機関に対する注意喚起の通知文を5項目に拡大し、請求内容の改善・抑止を目的に適正な請求につながるよう取り組んだ。
- ・ その他各制度における的確な取組
介護給付費の適正化を図るため、過誤申立情報の代行入力及び登録を行い介護保険者の事務負担を軽減した上で、効果額は毎年度一定の成果をもたらしている。
令和5年5月に本稼働した障害者総合支援における「かながわ自立支援給付費等支払システム」において発生した課題の解決に向けて、「緊急時対応計画」の策定や請求問合せの電話受付体制の強化を図るなど、適正な請求事務を支援するための対策を実施し、稼働当初の混乱した状況を脱した。
後期高齢者医療に係る業務では、令和5年8月からの窓口負担2割区分の追加に伴い、後期高齢者医療電算処理システム（以下「広域連合標準システム」という。）・外付けシステムともに影響分析と必要な改修作業を実施した。また、負担区分の追加に伴い、資格過誤点検の業務量の増大が見込まれたことから、人員増とともに分室を新たに開設し、滞りなく事務処理を行った。

『新たな保険者ニーズに対して迅速・適切に対応する取組』

- ・ 保険者等が行う保健事業に対する支援
データヘルス計画に対する取組として、「保健事業支援・評価委員会」（以下「支援評価委員会」という。）による助言・評価に加え、課題別研修会等を行い保険者等の実態に合わせたきめ細かな支援を行うことで、令和5年度に予定されていた第二期データヘルス計画の最終評価支援及び第三期データヘルス計画・第四期特定健康診査等実施計画策定に対する支援を行った。また、国保データベースシステム（以下「KDBシステム」という。）の活用促進の取組として、端末を使用した操作研修を行った。
その他、「特定健診の受診率向上支援事業」や「保健指導の充実支援事業」、「健康まつり事業等支援事業」では、保険者へ在宅保健師を派遣し、効果的な受診勧奨のノウハウの提供等を行った。
- ・ 医療費適正化の取組
第三者行為求償事務では、法解釈や損害保険に関連する内容の研修会を開催し、知識習得の場を設けて担当職員等の専門性の向上を図った。

- ・ 国保制度の安定的・効率的な運営に向けた取組
市町村事務処理標準システム導入に向けた取組では、市町村の意向を定期的に把握し連携テスト等の支援を継続して実施した。
ジェネリック医薬品の使用促進に向けた取組では、効果的な推奨モデルを提示するなど後発医薬品数の対象拡大を支援した結果、令和6年7月時点で神奈川県平均数量シェア率は82.2%となっており、国の指標値である80%を超え目標を達成した。
国保情報集約システムの機器更改作業については、機能改修に伴う市町村業務の変更点や、端末切替に伴う市町村作業等の細やかな情報提供に努め、無事作業は完了した。
訪問看護療養費の電子化に向けた対応については、請求方法などの留意点等を本会ホームページでのお知らせや各事業所へのリーフレットの送付などにより周知し、令和6年7月から円滑にスタートをきった。
- ・ その他の取組
広報事業に係るアンケート調査を実施し、保険者等の意向を把握した上で広報物の選定を行った。また、特定健診受診率や保険料（税）収納率の向上を題材に、各種ポスター等の作成やラジオCMを行い、保険者努力支援制度の取組評価につなげた。

『効率的で安定した事業基盤の構築に向けた取組』

- ・ 経費削減と安定財源確保の取組
国保総合システム機器更改において、PMO（プロジェクトマネジメントオフィス）業務を委託することでより安価で良質な物品等を調達し、また調達内容に応じて開発工程を6つに分割し管理した結果、予定価格から約1億円を削減した。
各種手数料の算出にあたり、経費抑制策を講じた上で、適正な単価を設定した。
また、保険者負担金については、3年先までを見通した適正で公平な単価を設定した。
- ・ 会計の透明性の確保
本会監事監査規則に則り、税理士による例月検査を通じて、事業の実施状況及び前月の出納状況の検査を毎月行うとともに、年2回の定例検査並びに本会監事による決算審査等を年3回実施し、適正で透明な会計事務の遂行に努めた。
- ・ 効率的な組織体制の整備
本会を取り巻く環境の変化に効率的かつ柔軟に対応すること及び定年年齢の段階的な引き上げに伴う職員定数の見直しを踏まえ、令和6年度から3年間の第2次年度別職員配置（増減員）計画」を策定するとともに、令和6年度から暫定再任用職員を職員定数に含めることとし、職員定数を「238名」から「252名」に見直した。

- ・ 組織の活性化と人材の育成等

体系的・計画的に新採用職員の育成を行う体制を構築するため、「新採用職員の育成に係る取組に関する指針」を策定し、令和6年度から育成プログラムをスタートした。

また、労務関係研修（パワハラ防止や育児休業の取得促進等）やチームビルディング研修を実施するなど、働きやすい職場の環境づくりに取り組んだ。

- ・ 情報セキュリティ対策と危機管理体制の整備

情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）の取組として、新規格「ISO/IEC27001:2022」に対応するため、新たなルール及び新規格の管理策や要求事項の浸透・定着を目的とした全体研修を実施し、令和6年10月に新規格の認証を得た。

また、後期高齢者医療課の分室設置に伴い国保会館と同様のセキュリティ対策を行い、令和5年12月にISMS適用範囲拡大の認証を得た。

「第2章 第四次中期経営計画の取組結果」では、各項目ごとに

- ・ 事業の達成度（本会の自己評価）
- ・ 次期計画の取組方針として継続
- ・ 備考

を記載し、取組結果の評価と次期計画への継続性を示しました。

達成状況	次期計画の取組方針として継続	説明

3 第五次中期経営計画策定の目的

- 今回策定する第五次中期経営計画は、上記1の環境の変化を踏まえるとともに、令和4年度から令和6年度までの第四次中期経営計画の取組結果を踏まえ、令和7年度から令和9年度までの3年間において取り組むべき方向性や具体的な取組目標を示し、保険者及び神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）をはじめとする本会の関係者との共通認識を図るとともに、本会の計画的な業務遂行の指針とするものである。

第2章 第四次中期経営計画の取組結果

I 審査支払業務等の更なる充実強化と効率化に向けた取組

1 診療報酬に係る審査支払業務の効率化等に向けた取組

(1) 審査基準の統一

【取組方針】

- 審査基準の統一については、令和4年10月までに各国保連合会に存在する取り決め事項（審査基準）について、重複項目や整合性を整理するとともに、令和6年4月を目途に支払基金との差異を解消することとされている。それに向けて、全国国民健康保険診療報酬審査委員会会長連絡会の開催回数を増やし、検討することとされており、そうした動向を注視しながら適切にそのスケジュールに沿って検討し、統一的なコンピューターチェックの実現に取り組む。
- 縦覧・横覧・医調突合点検並びに共通の審査基準項目等についても、令和4年10月までに統一することとされているため、可能なものからコンピューターチェックに実装し、効率的かつ適正な審査の充実を図る。

達成状況	次期計画の取組方針として継続	説明
達成	P35 I-1-(1)	国保内での審査基準は統一した。今後は支払基金との審査基準の更なる差異解消に向け取組を継続する。

【取組結果】

- 改革工程表における「審査結果の不合理的な差異の解消に向けた工程表」に基づき、国保内における統一基準として承認された項目について、コンピューターチェックに実装し、審査基準の統一化に向けた作業を進めた。
 加えて、令和6年4月からは審査基準統一化の対象外とされた項目及び国保内で情報共有に留めていた項目について、改めて全国の国保連合会において検討し、国保内における統一基準項目とするための基準設定に向けた作業に鋭意取り組んだ。
 また、支払基金とのコンピューターチェックの整合性の実現に向けた取組については、コンピューターチェック項目のチェック観点（チェック対象となる傷病名や診療行為等）の統一を完了した。
 併せて、支払基金で利用しているコンピューターチェックを国保で利用した場合の影響について分析調査を行うなど、更なる整合性の実現に向けて取り組んだ。
 令和5年度から審査結果の差異が見える化及び不合理的な差異の解消を目的とした「可視化レポート」を導入し、令和5年度に医科27事例、令和6年度に医科9事例、歯科15事例について、それぞれ検証結果を分析するとともに、「検証前」「検証後」のレポートを国保中央会のホームページ上に掲載し、医療機関等へ周知した。
- 縦覧・横覧・医調突合点検並びに共通の審査基準項目等については令和4年10月に統一作業を完了し、新たに縦覧1,287項目、横覧1,214項目、医調突合911項目（旧項目から入れ替えた項目数を含む）をコンピューターチェックに実装した。

(2) 審査の充実・強化

【取組方針】

- 審査担当職員に対して、事務処理並びに専門的な知識等に関する研修等を行い、更なる資質向上に努める。

達成状況	次期計画の取組方針として継続	説明
達成	P36 I-1-(2)	研修会や周知活動について計画どおり実施した。引き続き職員の資質向上に向けた取組を強化していく。

【取組結果】

- 審査の充実・強化と担当職員の更なる資質向上に向けた取組として、本会の全担当職員が参加する「医科事務適正化委員会」等において具体事例に基づいた事務処理の資料展開及び研修を行うとともに、本会の「常務処理審査委員会」等で決定され事務付託とした項目（事務共助の段階で査定等の処理を先に行い審査委員が審査時に確認する項目）等について周知し、差異のない処理結果となるよう取り組んだ。

なお、令和4年度から6年度までの3年間で新たに事務付託とした項目数は99項目、令和6年7月審査での査定件数は約9,200件となった。

(3) 適正な再審査処理の取組

【取組方針】

- 再審査結果に対する原審理由等について保険者等へ周知を図るため、巡回指導やレセプト点検員を対象とした研修会を実施し、効率的な再審査申出につながるよう努める。

また、保険者等への巡回指導及び研修会について、Web会議等を導入していくことも検討する。

達成状況	次期計画の取組方針として継続	説明
達成	—	巡回指導及び研修会についてWeb会議を導入、実施した。引き続き、保険者への情報提供等、効果的な取組を行っていく。

【取組結果】

- 再審査結果に対する原審理由等について保険者等へ周知を図るため、コロナ禍で開催を見送っていた巡回指導及びレセプト点検員を対象とした研修会を令和4年度から再開した。

なお、いずれもWeb会議での開催とし、保険者等巡回指導については令和4年度は小田原市、令和5年度は大和市、令和6年度は藤沢市に対して、それぞれ傾向的な原審事例について、その理由等を提示・共有することで効率的な申出へ繋がるよう取り組んだ。

《保険者再審査申出件数》

審査年度	申出件数
令和4年度	584,797件
令和5年度	600,728件
令和6年度(※)	406,749件

※ 令和6年度は4月から11月審査分

(4) 保険者間調整の円滑な実施

【取組方針】

- 振替や分割となるレセプトについて、保険者や医療機関が混乱しないよう周知対応に努める。

また、包括的合意による保険者間調整、療養費等の代理受領方式による保険者間調整が円滑に実施できるよう、国保総合システムや療養費代理受領申出管理ツールの操作方法等について説明を行い、保険者支援に取り組む。

達成状況	次期計画の取組方針として継続	説明
達成	P37 I-1-(5)	手引きの見直しや参考資料の作成等により支援に取り組んだ。引き続き、保険者あて情報提供について取組を強化する。

【取組結果】

- オンライン資格確認によるレセプトの振替や分割及び療養費代理受領・包括的合意による保険者間調整について滞りなく処理を行った。

療養費代理受領方式における保険者間調整については、毎年保険者間調整の手引きの見直しを行い保険者へ送付した。

令和5年度においては、国保総合端末の更改に伴い療養費代理受領申出管理ツールの更新に保険者作業が生じるため、移行手順書とは別に独自の簡易マニュアルを新たに作成のうえ保険者へ追加配付し、保険者における円滑なツール更新作業の支援に努めた。

更に、令和6年度より、保険者間調整の手引きに加えて、保険者間調整の流れ・費用計算の例・Q&Aをまとめた参考資料を作成し保険者へ送付するなど保険者間調整の円滑な実施に向けた支援に取り組んだ。

《保険者間調整の実施状況（令和4年度から令和6年度上半期まで）》

年 度	件 数	金 額
令和4年度	21,765件	461,365,680円
令和5年度	21,654件	555,656,827円
令和6年度	11,497件	313,402,638円

(5) 国保総合システムの機器更改への対応

【取組方針】

- 国保総合システムのクラウド化に伴い、国保中央会がシステムの品質の確保に向けて実施するネットワーク変更、ミドルウェアの適合性、データ移行/性能等の検証作業の結果の分析を行い、本会環境で十分な検証作業を実施するとともに、コスト抑制に向けた機器の選定及び調達作業等に取り組み、円滑な導入作業に向けて必要な対策を講じる。

また、国保総合システムと連携する外付けシステムについては、国保総合システムのクラウド化に伴い、クラウド環境とオンプレミスの費用対効果などを比較検討し、運用上のリスク等の分析を行うとともに、システムの品質、性能等を総合的に評価し、最適なシステム構成やインフラ環境の構築に取り組む。

達成状況	次期計画の取組方針として継続	説明
達成	—	国保総合システムと連携する外付けシステムの更改について計画どおり実施した。

【取組結果】

- 国保総合システムのクラウドリフトに伴い、国保中央会による検証作業の結果に対して、本会のデータ量やネットワーク環境等に基づく移行計画・タイムスケジュールを策定するとともに、2回のリハーサル作業を行い、遅滞なく、次期システムへの切替作業を完了した。

また、機器更改に伴う調達作業については、新規ベンダの参入を促進するため、調達業務に応じて分割して調達を行うこととし、各ベンダ間の調整や専門的知見に基づく調達仕様書の作成等が必要となったことから、PMO業者と契約した。これにより、各区分の調達への支援を受けて取り組み、RFI（見積等情報提供依頼）を行った結果、各ベンダ業者に競争原理が働き、調達コストの抑制に繋がった。

国保総合システムと連携する外付けシステムについては、クラウド環境及びオンプレミス環境の費用をそれぞれ比較した結果、技術・費用の両面においてメリットが大きいクラウド環境・オンプレミス環境が共存するハイブリッド構成とすることとし、効率的かつ最適なインフラ環境を構築した。

2 療養費の適正化に資するための取組

(1) 柔整療養費業務の充実・強化

【取組方針】

- 審査委員から調査が必要とされた施術機関の調査対象の選定について、地域に偏りが無いよう、また、請求の規模にも考慮し、最大の効果が得られるよう効率的・効果的に行うことにより、適正な請求につながるよう努める。

達成状況	次期計画の取組方針として継続	説明
達成	P39 I-2-(2)	運用の改善・明確化等を実施したが、適正な請求に向け引き続き取組を強化する。

【取組結果】

○ 柔道整復施術療養費審査委員会（以下「柔整審査委員会」という。）が行う聞き取り調査については、調査対象となる施術機関の選定から県知事への結果報告、当該調査に使用する帳票類などの運用面を整備するため、新たに要綱及び要領を策定し、当該調査における運用の改善・明確化に取り組んだ。

また、当該調査については、年間に実施できる回数に限りがあるため、令和5年12月審査分より、調査に至る前の抑止策として、従前、多部位に対してのみ行っていた注意喚起の通知文を5項目（多部位・長期・頻回・部位転がし・画一的）に拡大し、請求内容が改善され、適正な請求につながるよう取り組んだ。

加えて、過去に当該調査を実施した施術機関について、改善状況を定期的に確認し、改善が見られない施術機関に対しては、柔整審査委員会の判断により、通知文の再送付や再調査を実施した。

(2) 療養費の適正化事務(二次点検)の充実・強化

【取組方針】

○ 柔道整復施術療養費の適正化に向けた患者調査については、今後、療養費事務担当者会議等でアンケート等を行い、その結果について協議し、保険者等のニーズに応えられるよう見直しを行う。

また、「厚生労働省社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会」等の検討状況について情報収集に努め、保険者等と連携し適切に対応する。

達成状況	次期計画の取組方針として継続	説明
達成	—	患者調査の見直しについて計画どおり実施した。引き続き、適正化に向け効果的な取組を行っていく。

【取組結果】

○ 柔道整復施術療養費の適正化に向けた患者調査については、従来より神奈川県（以下「県」という。）に相談しながら、県内全ての施術所を対象としてきたが、令和6年1月25日に開催された「厚生労働省社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会」において、文書照会（患者調査）の選定対象として、多部位については3部位以上、長期については3カ月を超える期間、頻度については1月当たり10回から15回以上が継続する傾向がある場合との具体例が示された。

このため、県と相談し、「令和6年度療養費等審査支払事務処理検討会及び担当者会議」で調査の選定対象の要件及び調査結果の有効活用について、保険者等の意見や要望を確認し見直しを図るとともに、二次点検の運用方法についても併せて要望等を確認し、令和7年度以降の適正化業務の充実・強化に向け取り組んだ。

3 その他各制度における的確な取組(介護・障害・後期)

(1) 介護給付適正化事業への支援

【取組方針】

- 適正化業務のうち、「医療情報との突合・縦覧点検」、「ケアプランの点検」、「給付実績の活用」について、これらの事業の支援を次のとおり積極的に行っていく。
 - ・ 介護給付適正化を推進するため、介護と医療の突合点検及び縦覧点検を行い、本会にて正当分か過誤対象か判定のうえ、介護保険者に結果報告を行うとともに、その後の支援として過誤申立情報の代行入力及び登録を行う。
 - ・ ケアプランの点検においては、介護保険者が対象事業所に対するケアプラン点検や実地指導・監査等を行う際に活用する「ケアプラン分析システム」の効果的な活用方法や操作方法などについて、介護保険者の要望を確認しながら保険者巡回支援等を行う。
 - ・ 給付実績情報について、介護保険者が効果的に活用できるよう、介護保険者の要望を確認しながら保険者巡回支援等を行う。
- また、介護保険者への研修会等について、Web会議等を導入する。

達成状況	次期計画の取組方針として継続	説明
達成	P41 I-4-(2)	保険者巡回支援等について計画どおり実施した。保険者支援について引き続き取組を強化する。

【取組結果】

- 介護給付費の適正化を図るため、介護と医療の突合点検及び縦覧点検について、過誤対象の判定結果を保険者等へ報告するとともに、介護保険者の事務負担を軽減するため、過誤申立情報の代行入力及び登録を遅延なく行った結果、効果額は毎年度一定の成果をもたらしている。

(万円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
介護と医療の突合点検	3,562 (297)	3,868 (324)	3,081 (308)
縦覧点検	9,847 (821)	10,969 (914)	8,096 (810)

※下段の()は月平均、令和6年度は令和7年1月処理時点で集計

また、ケアプランの分析や給付実績情報の活用方法などを助言する巡回支援については、介護保険者に対するアンケート調査の結果に基づき、次のとおり実施した。(Web又は訪問方式)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施保険者数	19	18	13

なお、各種研修会等の開催方法としてWeb方式を導入する取組については、保険者巡回支援や介護保険部会、介護保険事務処理委員会をWeb方式で開催した。

(2) 介護報酬改定への対応

【取組方針】

- 令和6年度に行われる介護報酬改定について、厚生労働省や国保中央会の動向に注視しながら、介護保険審査支払等システム及び本会独自システムの影響について精査し、介護給付費等の審査支払業務が円滑に行えるよう努める。

達成状況	次期計画の取組方針として継続	説明
達成	P43 I-4-(5)	報酬改定に対して必要なシステム改修を計画どおり実施した。3年に一度の改定等に向け引き続き取組を強化する。

【取組結果】

- 令和6年度における介護報酬の改定に伴い、介護保険審査支払等システムの機能拡充等による本会独自システムの影響等について、精査・検証を行った結果、「画面審査事務共助システム」、「統計帳票作成機能」及び「事業所台帳修正確認システム」等の改修を順次行い、円滑に審査支払業務を遂行した。

(3) 介護保険審査支払等システム機器更改等への対応

【取組方針】

- 介護保険審査支払等システムの機器更改に向けて、厚生労働省や国保中央会の動向に注視しながら、令和4年度から令和6年度にかけて環境構築や動作確認テストなどの準備を遅滞なく行うとともに、本会独自システムの改修に向けた準備を併せて進める。
- 保険者貸与機器（PC、ルータ、ファイアウォール）については、令和5年12月までに機器更改を終えるよう遅滞なく準備を進めるとともに、貸与機器の更改における課題の有無について精査し、県・保険者に対し情報提供に努める。

達成状況	次期計画の取組方針として継続	説明
達成	P41 I-4-(1)	システム更改に対する準備等について計画どおり実施した。令和7年5月の稼働に向け引き続き取組を強化する。

【取組結果】

- 令和7年5月から稼働する介護保険審査支払等システムの更改に向けて、国保中央会と連携を図りながら環境構築やデータ移行・動作確認テストを遅延なく進めた。併せて、本会独自システムの機器更改・改修についても、委託電算会社の協力を得ながら、調達仕様書の作成及び要件定義等を滞りなく進め、本稼働に向けた準備を行った。
- 保守期限を迎えるネットワーク機器（ルータ・ファイアウォール）及び端末の機器更改にあたり、令和5年11月から12月にかけて県及び市町村合わせて44拠点において、ルータ・ファイアウォール及び端末の設置・設定を同時に行うことで、作業の効率化を図り経費節減に努めるとともに、更改作業を滞りなく完了した。

(4) 介護保険におけるケアプランデータ連携についての対応

【取組方針】

- ケアプランデータ連携は、介護サービス事業所間におけるケアプランの電子的な送付・保存を可能とするものであり、国から依頼を受けた国保中央会が「ケアプランデータ連携システム」を開発している。国保連合会には、事業所に対する利用届け出の確認、ID・パスワード及び電子証明書の発行業務並びに介護給付費からの手数料の徴収等が発生するが、いずれの業務も既存の電子請求受付システムと類似の運用が想定されている。現在、令和5年4月本番稼働に向けて開発が進められている「ケアプランデータ連携システム」の開発状況等について、厚生労働省と国保中央会の動向に注視し、遅滞なくケアプランデータ連携業務が行えるよう努める。

達成状況	次期計画の取組方針として継続	説明
達成	—	システム本稼働を迎え、申請手続き等の作業を計画どおり実施した。引き続き、定常業務として取組を行っていく。

【取組結果】

- 国保中央会では、ケアプランデータ連携システムのパイロット運用として介護事業所を交えた試行運用を令和5年2月20日から同年4月7日までの期間実施した。並行して、専用ヘルプデスクコールセンターを令和5年3月27日に開設するとともに、本稼働に向けた利用申込の受付を令和5年4月1日から開始した。
 本会においては、介護保険審査支払等システムで行う新たな業務となるケアプランデータ連携システムの稼働に伴う電子証明書発行業務及びライセンス料徴収業務について、事業所からの申請手続等への対応として必要となる画面操作等の作業を滞りなく完了した。

(5) 障害者総合支援に係る審査業務への対応

【取組方針】

- 審査チェック機能の拡充及び二次審査標準化の強化については、厚生労働省・国保中央会の動向を踏まえ、業務の変更内容等について職員の知識向上に努め、研修会の開催や巡回支援等、県・市町村の要望に沿った支援を行う。
 また、現在、国保中央会が主催する「障害者総合支援法等審査事務研究会・ワーキング」において将来を見据えたICTを活用した更なるサービス給付費の効果的、効率的な審査支払事務の在り方について検討されている。本会においてはワーキンググループに参画し、情報収集に努め、適切に対応する。

達成状況	次期計画の取組方針として継続	説明
達成	—	迅速な台帳修正など自治体の要望に沿った支援を行い、支払処理が滞らないよう取り組んだ。引き続き効果的な取組を行っていく。

【取組結果】

○ 審査チェック機能の拡充及び二次審査の標準化に向けた取組については、国保中央会が開催した国保連合会向け担当者説明会や研修会などに参加し、そこで得た情報等を県・市町村に提供・共有化を図るとともに、事業所の請求支払に係る県・市町村からの要望に対して、審査チェック等で必須となる各種台帳情報の修正を迅速に行うことにより事業所支払が滞りなく処理できるようにするなどの支援を行った。

また、国保中央会が主催する「障害者総合支援法等審査事務研究会・ワーキング」へ、本会の担当係長が委員として参画し、審査支払事務のより効果的・効率的な実施に向けた対応策についての意見交換や情報収集を行った。

(6) 「かながわシステム」の再構築に向けた取組

【取組方針】

○ 令和4年度については、アプリケーションの設計・開発、インフラの構築作業及びデータ移行、総合テストなどの作業工程が順調に進むよう積極的に取り組むとともに、事業所に対して、県・市町村と連携し、説明会等を開催する。

また、令和5年度のシステム切替後は、本会がこれまで培ってきたノウハウを生かし、県・市町村及び事業所との連携を密にし、早期の安定運用に努める。

達成状況	次期計画の取組方針として継続	説明
一部達成	P44 I-5-(1)	再構築で発生した諸課題に対する再発防止の取組を、今後の業務で実践するとともに、本システムの効果的な運用について、引き続き取組を強化する。

【取組結果】

○ 令和5年5月に本稼働した本県の独自システムである「かながわ自立支援給付費等支払システム」の再構築プロジェクトについては、「再構築推進会議」等で決定したスケジュールに沿って、アプリケーションの設計・開発、インフラの構築作業及びデータ移行、総合テストなどを順次行った。

また、コロナ禍の影響により、事業所向け説明会が開催できなかったため、操作マニュアルの補強や操作方法の動画配信を行うことで対応したが、事業所への十分な周知が行えず、本稼働と同時に、事業所が新たに使用する「請求情報作成ツール」に関する問い合わせが本会あてに多く寄せられた。

そのため、「緊急時対応計画」を策定し、事業所向けの「緊急用エクセル請求ツール」を急遽用意するなど、適正な請求事務を支援するための対策を実施した。

また、電話がつながりにくい状況を解消するため、同計画に基づき、当該システムの開発業者の協力を得て、電話受付体制の強化を図るとともに、当該システムが抱える諸課題（アプリ改修の必要性など）の解決に向けて、県や市町村と協議を重ねた。その結果、稼働当初の混乱した状況は脱した。

その後、再構築業務については一定の整理がついたことを県・市町村と確認し、新たな会議体の設置を前提に再構築に関する会議体であった「再構築推進会議」及び「プロジェクトチーム会議」の解散が令和6年3月21日に開催した「再構築推進会議」で

承認された。

それを受け、令和6年度には、新たに「かながわ自立支援給付費等支払システム委員会」を立ち上げ、本システムの更なる効果的・効率的な運用に向けて、市町村等からの要望事項等について協議を重ねた。

(7) 後期高齢者医療広域連合電算処理システムの安定運用

【取組方針】

- 窓口負担2割化については、国保中央会等からの広域連合標準システムの仕様、改修内容等の情報収集に努め、外付けシステムへの影響を分析し、必要に応じて改修・開発の提案を行うとともに、広域連合から開発を依頼された場合についても的確に対応する。
また、広域連合及び市町村の作業量の増大に対し、広域連合標準システムの運用の側面から事務負担の軽減策を検討する。
- 令和4年度の前半にクラウド化に伴う国保中央会と広域連合の役割分担が確定するので、システム基盤構築が広域連合となった場合は、国保中央会からの情報収集に努め、システム基盤構築として、令和4年度に要件整理・調達支援・基本設計を行い、令和5年度に基盤構築・運用テスト・データ移行を行う。
また、外付けシステムの開発については、令和4年度に要件整理・調達支援を行い、令和5年度に開発・運用テスト・データ移行を行う。
あわせて当機器更改に伴うプロジェクト管理を行うことにより、円滑なシステム切替及び運用に繋げる。

達成状況	次期計画の取組方針として継続	説明
達成	—	必要なシステム改修等について計画どおり実施した。システム更改後の安定運用に向けて引き続き効果的な取組を行っていく。

【取組結果】

- 窓口負担2割区分の追加に伴い、広域連合標準システムにおいてシステム改修が行われたため、外付けシステムへの影響分析と必要な改修作業を実施した。
また、広域連合及び市町村の作業量の増大に対し、広域連合標準システム運用の側面から事務負担を軽減するため、ジェネリック利用差額通知の還元ファイルの改修やマイナンバーカードと被保険者証の一本化における対応などのカスタマイズ機能の開発や改修も併せて行った。
- 広域連合標準システムのクラウドリフトを伴うシステム更改への対応については、システム基盤環境構築を広域連合側で行うこととなり、当該業務を本会が受託した。令和4年度におけるクラウド化の要件検討及びシステム基盤の環境設計構築は滞りなく完了したものの、国保中央会のアプリケーション開発に遅延が生じた影響により、令和6年3月末までとした当初の移行切替時期が1年延期となったため、令和5年度（令和6年1月）に改めてシステム更改の導入支援計画等の見直しを行うこととなったが、プロジェクト管理を徹底し、各種開発、データ移行、運用テスト等の準備を行

い、令和7年3月に滞りなくシステムの切替作業を終了した。

また、外付けシステムの開発についても次期システム環境に適したものとなるよう、令和6年1月より基本・詳細設計及び開発環境の構築から始め、令和6年度中にすべての作業を終えて、令和7年3月に全機能の移行作業を完了した。

(8) 後期高齢者医療に係る資格過誤点検業務、給付関連業務への対応

【取組方針】

- 被保険者数の増加に伴う、業務量の増大については、資格過誤点検業務においては、令和3年度に構築した「オンライン機能を利用したレセプトエラー項目の抽出及び点検簿の作成」機能を活用し、更に業務の効率化を進め、給付関連業務についても、事務の効率化について検討を行う。平行して、将来的な本会事務スペースの課題について、広域連合と協議を行う。

また、窓口負担2割化に伴う負担割合相違エラーについては、広域連合と具体的な対応策を協議する。

達成状況	次期計画の取組方針として継続	説明
達成	P40 I-3-(2)	業務量増大に対して、作業の見直しや分室の開設等により適切に対応した。今後も更なる事務改善に取り組むとともに、広域連合や市町村のニーズに的確に対応していく。

【取組結果】

- 被保険者数の増加等に伴う業務量の増大に的確に対応するため、資格過誤点検業務においては、窓口負担2割区分の追加の影響により大幅な増加が見込まれたが、令和3年度に構築した「オンライン機能を利用したレセプトエラー項目の抽出及び点検簿の作成」機能を活用するとともに、広域連合からの依頼に基づき、本会の管理のもと外部委託業者等の人員を増員してその対応にあたった。

その結果、令和5年度における年次更新の業務量は、令和3年度と比較して約1.6倍の増加となったが、滞りなく処理を完了した。

また、給付関連業務についても、効率的な事務処理について検討を行い、不要な工程を省くなど、作業工程の見直しを行った。

なお、令和5年4月に「後期高齢者医療課」を新たに設置し、体制強化を図るとともに、業務量の増加に伴う事務スペースの狭小化の解決手段として、令和5年8月に横浜市神奈川区鶴屋町に新たに分室を開設した。

II 新たな保険者ニーズに対して迅速・適切に対応する取組

1 保険者等が行う保健事業に対する支援

(1) データヘルス計画に対する取組

【取組方針】

- 保険者等が策定した第二期ヘルス計画に対して、有識者で構成する支援評価委員会及び部会を通じて6年間を総括した最終評価を行うとともに、第三期ヘルス計画及び第四期健診計画の策定に対して、支援評価委員会・部会だけでなく、各種研修会等を通じて効率的・効果的な助言を行い、KDBシステム等を基にした各種データ提供を行う。
- 年々増加する国保・後期高齢者ヘルスサポート事業への申請保険者等や、多様化する保険者等の事業に対して、保健事業の各分野に精通した有識者等を研修会等の講師に招き、きめ細やかな支援を実施する。

達成状況	次期計画の取組方針として継続	説明
達成	P46 II-1-(1)	データヘルス計画等の切替にあたり、データ提供や支援評価委員の助言等について計画どおり実施した。引き続き取組を強化し支援を行っていく。

【取組結果】

- 支援評価委員会及び部会委員から支援希望があった保険者の個別事情に応じて、それぞれヒアリング・助言・評価を行い、第二期データヘルス計画の最終評価支援、第三期データヘルス計画・第四期特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）の策定支援を行った。

とりわけ、令和5年度には計画策定のポイントをテーマとした課題別研修会（別表1②③）や計画策定の進捗状況を確認するためのフォローアップ研修会（別表2④⑤）を開催した。また、KDBシステムを基に作成した「データヘルス計画策定における参考資料」と題した各種保健医療データの提供を行い、保険者等の計画策定を支援した。

- 年々増加する国保・後期高齢者ヘルスサポート事業への申請保険者等や、多様化する保険者等の事業に対して、きめ細やかな支援を実施するため、過去の支援評価委員会での助言集を取りまとめて保険者等へ提供したほか、令和6年度より支援評価委員会委員を1名増員し、事業内容と担当委員の振り分けを見直した。

また、より効果的・効率的な保健事業の推進に資するため、有識者等を講師とした研修会を開催した。（別表1・2）

《別表1》

No	開催日	研修内容	講師
①	令和4年11月25日	健康づくりのための行動変容を支援するコミュニケーション	東京慈恵会医科大学医学部助教
②	令和5年5月16日	第三期データヘルス計画策定に向けて	東京大学特任教授ほか
③	令和5年10月26日	第三期データヘルス計画策定について	川崎市立看護大学副学長・教授

《別表2》

No	開催日	研修内容	講師
①	令和5年1月13日	糖尿病性腎症重症化予防に関する事業等	保健事業支援・評価委員
②	令和5年1月24日	特定健診に関する事業	保健事業支援・評価委員
③	令和5年1月25日	特定保健指導に関する事業	保健事業支援・評価委員
④	令和5年12月6日	糖尿病性腎症重症化予防に関する事業等	保健事業支援・評価委員
⑤	令和5年12月12日	特定健診・特定保健指導に関する事業	保健事業支援・評価委員

(2) KDBシステムの活用促進

【取組方針】

- 令和3年度にKDBシステムに追加された「通いの場」における高齢者への質問票項目や、介護保険情報の詳細項目について、KDBシステム研修会（端末操作研修会）等を通じて、保険者等へ具体的な活用方法を説明する。
また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（以下「一体的実施」という。）事業を行う市町村・広域連合に対しても、KDBシステムをはじめとした健診・医療・介護データについて、KDBシステム研修会（端末操作研修会）等を通じて、具体的な活用方法を説明するとともに、分析支援を行う。
- KDBシステムの外付け機能である「かながわ糖尿病未病改善モデル事業対象者抽出機能」については、市町村への中長期的なデータ提供を目指し、事業継続や費用負担について事業主体である県との協議を踏まえ必要な対応を図る。

達成状況	次期計画の取組方針として継続	説明
達成	P46 II-1-(2)	研修会を通じた支援等について計画どおり実施した。引き続き取組を強化し支援を行っていく。

【取組結果】

- 「通いの場」における高齢者への質問票項目については、本会が毎年開催するKDBシステム研修会（端末操作研修会）において、保険者等へ活用方法を説明した。介護保険情報のデータ連携については、国保中央会が予定していたKDBシステム改修が遅延した影響から、令和7年度以降に具体的な介護保険情報のデータ連携が実施される予定となった。
また、「一体的実施」事業を行う市町村・広域連合に対しても、KDBシステムをはじめとした健診・医療・介護データについて、同研修会等を通じて、具体的な活用方法を説明した。加えて、本会の「データ分析支援事業」を通じ、本会が有用と判断した保健医療データの提供を行った。
なお、同研修会については、「国保・後期初任者向け」と「一体的実施事業担当者向け」に分けて開催し、研修受講者のニーズ・レベルに合わせた研修内容とすることにより、研修の効果が向上・改善するよう見直した。
- KDBシステムの外付け機能である「かながわ糖尿病未病改善モデル事業対象者抽出機能」については、事業主体である県と事業継続の必要性や費用負担の在り方について検討・調整するとともに、毎年度、本会から市町村へ糖尿病性腎症重症化予防に必要な統計データ及び個人データを配付した。

(3) KDBシステムの機器更改について

【取組方針】

- 今後の国保中央会からの関連情報に注視し、保険者等へ情報の共有化を図るとともに、システム運用委託事業者との十分な連携のもと円滑かつ的確な導入作業及び早期の安定稼働を目指す。
また、クラウド化に伴うシステム構成の変更にあたっては、今後の動向について注視し、新たな費用負担に関しては国へ働きかける等の必要な対応を図る。

達成状況	次期計画の取組方針として継続	説明
達成	—	新たな費用負担もなく、機器更改への対応は滞りなく完了した。

【取組結果】

- KDBシステムのクラウドリフトを伴う機器更改に向けた準備作業については、令和4年度から国保中央会と連携を図り、保険者等へ必要な情報を提供し、令和5年度末までに滞りなく機器更改対応は完了した。なお、クラウドリフトに伴う初期構築費用については、国から国保中央会に対して国庫補助の措置がされたことから、本会の新たな費用負担は発生しなかった。

(4) 特定健診の受診率向上等に対する保険者支援

【取組方針】

- 特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上については、「特定健診・特定保健指導実施率向上支援事業」を通じて在宅保健師を必要とする保険者へ派遣することで、保険者のマンパワー不足を補い、被保険者に対する効果的な勧奨方法などのノウハウを提供するとともに、令和3年度から本格実施した「保健指導の充実支援事業」については、支援保険者数の拡大を目指す。
また、県においても受診率等の向上を積極的に推進していく立場を表明していることから、本会も県の要請に応じた対応を行っていく。
- 糖尿病性腎症重症化予防については、県と協働して二次医療圏単位での郡市医師会と市町村の連携促進に努めるとともに、糖尿病性腎症重症化予防に特化した研修会等を行う。

達成状況	次期計画の取組方針として継続	説明
一部達成	P47 II-1-(4)	支援保険者数の拡大等の取組について計画どおり実施したが、受診率・実施率向上のため引き続き取組を強化し支援を行っていく。

【取組結果】

- 「特定健診受診率・特定保健指導実施率向上支援事業」は、従来から1保険者あたりの支援年数の上限（3年）を設けており、保険者の潜在的ニーズに対応出来ていなかったため、令和6年度からスタートした第四期特定健康診査等実施計画を踏まえ、令和7年度より限度年数を撤廃し、より多くの保険者を支援できるよう改善した。

第2章 第四次中期経営計画の取組結果

また、マンパワーによる支援だけでなく、本会が作成した「電話勧奨マニュアル」をリニューアルし、保険者が特定健診受診・特定保健指導利用勧奨を実施する際の参考資料として活用できるよう全ての保険者へ配付した。

「保健指導の充実支援事業」についても、より多くの保険者を支援できるよう、令和6年度より1保険者3年までという限度年数を撤廃した。

- 糖尿病性腎症重症化予防の取組については、二次医療圏単位での郡市医師会・市町村・保健福祉事務所の連携等を支援するため、県と協働して糖尿病性腎症重症化予防セミナーを開催した。(令和4年度・令和5年度は県西地区、令和6年度は県央地区を対象に開催した。)

(5) 健康増進に対する取組

【取組方針】

- 「健康まつり事業等支援事業」において、保険者が開催する健康イベントに対して、在宅保健師の派遣や健康測定機器の貸出しを行い、住民の健康増進に向けた取組を支援する。

また、高齢者のフレイル対策として購入した「歩行姿勢測定システム」「ヘモグロビン量測定器」について、有効に活用できるよう市町村へ働きかけを行っていく。

達成状況	次期計画の取組方針として継続	説明
達成	—	在宅保健師の派遣等について計画どおり実施した。引き続き効果的な取組を行っていく。

【取組結果】

- 「健康まつり事業等支援事業」への支援数は、令和4年度＝3保険者、令和5年度＝14保険者、令和6年度＝12保険者(11月末時点)となっており、コロナ禍明け以降、保険者のニーズが増加したが、全ての支援要請に対して在宅保健師を派遣した。

また、健康測定機器の貸出しについては、より多くの保険者ニーズに対応するため、「歩行姿勢測定システム」「ヘモグロビン量測定器」に加え「医用電子血圧計」を購入したほか、KDBシステム研修会(端末操作研修会)の会場に健康測定機器を設置し、研修会参加者が体験できる場をつくり、貸出し事業の普及啓発に努め、令和4年度は84回、令和5年度は124回、令和6年度は99回(11月末時点)の貸出し要請すべてに対応した。

(6) 在宅保健師の確保

【取組方針】

- 市町村及び県に在籍する保健師に対し、在職中から積極的にアプローチをかけて、各種事業の遂行に支障を来たさないよう人材の確保に努める。

第2章 第四次中期経営計画の取組結果

達成状況	次期計画の取組方針として継続	説明
一部達成	P48 Ⅱ-1-(5)	自治体も人材不足のため、市町村・県の在職者へのアプローチができなかった。確保の手法等、継続課題として引き続き取組を強化する。

【取組結果】

- 本会と協働して保険者支援を行っている「いちょうの会」の会員確保に向けて、本会機関誌「神奈川のこくほ・かいご」による会員募集や、本会ホームページ内の「いちょうの会」紹介ページのリニューアルを行った。

また、県・市町村の保健師会議・研修会での「いちょうの会」の説明や資料の配付のほか、退職予定の行政保健師を対象に声掛けを行うなど、会員確保に努めた結果、令和4年から6年の各年度ともに会員数は減少することなく80名弱の保健師を確保した。

2 医療費適正化の取組

(1) 第三者行為求償事務に携わる職員等の専門性の維持、向上に向けた取組

【取組方針】

- 保険会社等の業務経験を有する者を、第三者行為求償事務専門員として継続的に配置するとともに、国が設置している第三者行為求償事務アドバイザーによる研修の実施等、職員等の専門性の向上を図る取組を行う。

達成状況	次期計画の取組方針として継続	説明
達成	P49 Ⅱ-2-(2)	研修会の開催等について計画どおり実施した。専門性向上のため引き続き取組を強化する。

【取組結果】

- 損害保険の制度・業務に精通した「第三者行為求償事務専門員」を確保するため、自賠責調査事務所を定期的に訪問し、必要な人材確保に向けた働きかけ等を行ったが、結果として採用には至らなかった。

このため、ハローワーク・本会ホームページで募集した結果、本会が希望する専門的知識・経験を有する方から応募があり、書類選考・面接を経て、令和6年4月に当該専門員1名を採用した。

第三者行為求償事務に携わる保険者等及び本会の担当職員の専門的な知識の向上を図るため、毎年度第三者行為求償研修会を開催するとともに、当該研修会の動画を配信することにより、保険者努力支援制度における公費獲得に向けた支援にも寄与した。

なお、研修会の開催状況は以下のとおり。

開催日	研修内容	講師
令和4年6月23日	第三者行為求償事務について	国保中央会職員
令和5年6月29日	第三者行為求償に関する法律問題	弁護士
令和6年6月27日	損害賠償と損害保険の基礎知識	本会求償事務専門員

(2) 第三者行為求償事務の取組強化について

【取組方針】

- 被害を受けた被保険者の世帯主等が、本会ホームページの周知・広報内容を容易に理解できるように見直すとともに、保険者等と連携して、他の周知方法等についても検討する。
- 従来から行っている未届防止等の取組として、保険者等に提供する交通事故が疑われる被保険者情報について、一定期間経過後に、委託済み案件との突合を行い、未届けが疑われる案件については、必要に応じて保険者等に対して進捗状況等の確認を行う。

達成状況	次期計画の取組方針として継続	説明
達成	P48 Ⅱ-2-(1)	取組強化のための広報活動等について計画どおり実施した。引き続き取組を強化する。

【取組結果】

- 第三者行為求償事務の取組強化のための広報活動として、本会のホームページに掲載されている記入例を見直し、傷病届がより迅速かつ確実に提出されるよう工夫した。
また、新たな取組として、令和6年度の本会広報委員会において、保険者等や医療機関等の窓口に掲示・周知することを目的としたポスター作成の必要性についてアンケートを行った。
その結果、多くの保険者から「活用したい」との回答を得たため、令和7年度中に作成することが決まった。
- 第三者行為求償に係る案件処理を迅速かつ確実に行うため、本会が保有・管理する医療レセプト情報を活用し、交通事故が疑われる被保険者情報に基づくリスト（第三者行為を表す特記事項10を抽出したリスト）を保険者等に対して提供した上で、その後、未届けが疑われる案件については、個別に保険者等に対して傷病届の受付状況を確認するなど、保険者等が行う未届け防止の取組を支援した。

3 国保制度の安定的・効率的な運営に向けた取組

(1) 市町村事務処理標準システムの導入に向けた取組

【取組方針】

- 県と連携し、保険者の市町村事務処理標準システム導入の意向を定期的に把握し、導入前に必要となる事前テストの内容等を案内し、保険者のシステムの切替が円滑に行われるように支援する。

達成状況	次期計画の取組方針として継続	説明
達成	P50 Ⅱ-3-(2)	市町村の検討状況を把握し、必要な支援を実施した。今後、標準化に向けた対応が本格化することから、引き続き取組を強化する。

【取組結果】

- 県と連携し、導入時に必要となる支援が的確に行えるよう国の動向等の把握・情報収集や、県内市町村の検討状況について、令和5年度より年次調査を実施し継続的に把握していくこととした。

なお、市町村は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき令和7年度末までに標準化対応が必要となることから、引き続き、市町村の国民健康保険システム更改時に必要となる国保情報集約システムや国保総合システムのテスト環境を利用したインターフェイスファイルの連携テスト等の支援を継続して実施することとした。

《県内市町村の検討状況（令和6年12月調査結果）》

標準化に向けた検討対象システム	市町村数
市町村事務処理標準システム（導入済）	4市
市町村事務処理標準システム	4市
標準準拠システム	25市町村

(2) 高額療養費申請手続きの簡素化に関する取組

【取組方針】

- 簡素化未実施保険者に対して、システム活用にあたっての課題を確認し、県と連携して、その課題解決に向け支援を行うことにより、令和5年度までに全保険者による簡素化実施を目指す。

達成状況	次期計画の取組方針として継続	説明
達成	—	国保総合システムを利用した業務運用が可能となるようシステムを改修、整備した。今後、年次業務として継続的に対応していく。

【取組結果】

- 県が策定した神奈川県国民健康保険運営方針（以下「国保運営方針」という。）を踏まえた高額療養費申請手続きの「簡素化」に向けた取組について、外付けシステムを改修し、国保総合システムを利用した業務運用が可能となるよう整備した。

また、「簡素化」の取組促進のため、業務運用マニュアルの改訂や定期的な説明会の開催、保険者訪問によるシステム導入に向けた支援・普及促進に努めた。

《県内保険者の実施状況（令和6年8月時点）》

簡素化対象	実施保険者数
高額療養費（月次のみ実施）	12保険者
高額療養費（月次／外来年間合算両方実施）	14保険者
合計	26保険者

(3) ジェネリック医薬品の使用促進に向けた取組

【取組方針】

- 保険者説明会や保険者訪問等を活用して、本会が作成したジェネリック差額通知書作成のシステム設定方法の推奨モデルを提示し、保険者が送付する差額通知書に掲載される後発医薬品数が増えるように支援する。
また、保険者において、通知前後における後発医薬品への切替率及び切替による削減額を把握することも重要な取組であるため、保険者に対し、国保総合システムから出力される「差額通知書別集計表」の活用方法の支援を行う。

達成状況	次期計画の取組方針として継続	説明
達成	P49 II-2-(3)	県平均では国の指標値を超えたが、保険者別では12保険者が未達成となることから引き続き取組を強化する。

【取組結果】

- ジェネリック差額通知書の作成にあたっては、国保総合システムに保険者が作成条件を設定することとなっているが、効果的なジェネリック差額通知書作成条件の推奨設定モデルを本会において作成し令和3年度より毎年提供することで、差額通知書作成件数や差額通知書に掲載される後発医薬品数の対象拡大に寄与した。
また、通知前後における後発医薬品への切替率及び切替による削減額を把握するための国保総合システムから出力される「差額通知書別集計表」等の統計資料の活用方法について、担当者説明会や保険者訪問を通じて周知した。
なお、令和6年7月時点で県平均数量シェア率は82.2%となっており、国の指標値である80%を超え目標を達成した。

(4) オンライン資格確認等システムの安定運営に向けた取組

【取組方針】

- 今後の資格異動情報のデータ量を注視するとともに、被保険者証の一斉更新等の資格異動情報が大量となる繁忙時期を保険者毎に把握した上で、本会の処理日程を検討する。
- オンライン資格確認の参加保険医療機関等の動向把握や、国保中央会からの情報収集に努め、事務の軽減策の検討や、説明会及び保険者訪問支援を行う。
- 国保情報集約システムの更改については、国保中央会等からの情報収集に努め、保険者業務に影響を及ぼさないよう新システムを本稼働させる。
また、新システムの機能を分析し、保険者の業務の変更点については、早めに提示する。

第2章 第四次中期経営計画の取組結果

達成状況	次期計画の取組方針として継続	説明
達成	—	保険者の繁忙期を考慮した処理日程の調整や保険者への情報提供等を計画どおり実施した。引き続き、システムの安定運用に向けて効果的な取組を行っていく。

【取組結果】

- 毎年7月から9月までの繁忙時期にも安定したシステム運用が行えるよう、被保険者証の一斉更新と世帯所得区分年度の切替時期を事前に把握したうえで、本会の処理日程の見直しや、市町村が行う国保情報集約システムへのインターフェースファイルアップロードの日程を調整するなど、必要な措置を講じた。
- オンライン資格確認等システムの安定運営と保険者の事務処理負担の軽減に寄与するため、厚生労働省や国保中央会から提供されるオンライン資格確認に関する資料等を収集し、精査した結果を、説明会等を通じて情報提供した。
- 国保情報集約システムの更改作業にあたっては、市町村の担当職員が行う作業が円滑に行われ、また、事務負担が軽減されるよう、機能改修に伴う市町村業務の変更点や、端末切替に伴う市町村作業等について、定期的に説明会等を開催するなど、細やかな情報提供に努めた。

なお、市町村が実施するPIA（特定個人情報保護評価）の実施が一部完了しなかったことから、厚生労働省・県・国保中央会と調整した結果、更改時期を令和6年4月末に後ろ倒しして作業を完了した。

(5) 訪問看護療養費の電子化に向けた取組

【取組方針】

- 訪問看護療養費の電子化に向けて、国保中央会の検討状況等の情報収集に努め、オンライン請求システム及び国保総合システム等の改修内容の把握と影響調査を行い、保険者等と情報共有するとともに、電子化請求稼働後の業務フロー案に基づき、電子化後の審査方法や月次運用等の課題を整理し、円滑な電子化に取り組む。

達成状況	次期計画の取組方針として継続	説明
達成	—	事務が円滑に行えるよう関係者への情報提供等を計画的に実施した。引き続き効果的な取組を行っていく。

【取組結果】

- 国保中央会からの情報を注視し、現状よりサービス低下とならないよう、オンライン請求システムで行う受付業務や国保総合システムでの支払業務に関する帳票等、標準システムで対応していない業務を、外付けシステムの開発及び改修を行うことにより対応した。

また、訪問看護ステーションには、本会のホームページでのお知らせや、各事業所へのリーフレットの送付など、オンライン請求開始後の取り扱いを周知した。

保険者等に対しては、オンライン請求開始（令和6年6月診療分（7月請求分））以降の運用方法や保険者で行う月次エラー等の変更点について、令和6年7月3日に開

催した「保険者事務電算共同処理委員会」において説明を行い、事務が円滑に行えるよう支援した。

4 その他の取組

(1) 広報事業の充実及び効果的な展開

【取組方針】

- 保険者が必要とする広報事業を的確に把握した上で、ニーズに沿った効果的な広報事業を行う。

保険者の意向の把握については、必要に応じて「広報事業に係るアンケート調査(仮称)」を実施する。

また、保険者努力支援制度の指標を反映した広報事業については、国の動向に注視するとともに、県と連携し、効果的な実施に努める。

達成状況	次期計画の取組方針として継続	説明
達成	—	保険者のニーズへの対応等について計画どおり実施した。引き続き効果的な取組を行っていく。

【取組結果】

- 本会が行う広報事業の充実及び効果的な展開に向けて、保険者のニーズを的確に把握・対応するため、令和4年7月に「広報事業に係るアンケート調査」を実施した。

その結果を踏まえ、本会が主催する「広報委員会」で協議した結果、令和5年度に新たな取組として「ウエットティッシュ」を特定健診受診勧奨の広報物として作成し、希望する保険者の保健事業に活用できるよう必要数を配付した。

なお、配付後のアンケート調査においても、事業継続を希望する意見が多かったため、令和6年度も引き続きウエットティッシュを作成・配付した。

また、保険者努力支援制度の取組評価につなげる支援策として、各種ポスター等の作成やラジオCMの放送などにより、特定健診受診率や保険料(税)収納率の向上に寄与するための取組を推進した。

(2) 保険料(税)の収納率向上に向けた取組

【取組方針】

- 市町村が定める収納率の目標達成に向けた取組などを支援するため、引き続き県と共同して、次の事業を実施する。

- ・ 徴収実務研修会については、参加者の知識レベルや経験年数に合わせた研修を行い、県内全体の収納率の底上げを図る。

- ・ 収納業務に精通した「徴収アドバイザー」を市町村に派遣し、財産調査や債権管理の方法、滞納者の自宅搜索時のポイントなどについて、実践も交えて助言や指導を行い、滞納整理に取り組む職員の育成等を支援する。

なお、実施方法についてはWeb会議等を導入していくことも検討する。

第2章 第四次中期経営計画の取組結果

達成状況	次期計画の取組方針として継続	説明
達成	P51 II-3-(3)	研修会等を計画的に実施した。引き続き取組を強化する。

【取組結果】

- 保険料（税）の収納率向上に向けた取組として、コロナ禍で中止していた「徴収実務研修会」を令和5年度から再開した。研修会では外部の講師を招き、初任者を対象に「滞納整理の基本」を講義、「催告と滞納処分」をテーマとしてグループ討議を行い、市町村担当職員の知識の向上を図り、県内全体の収納率の底上げを支援した。

なお、受講後のアンケートでは、「徴収実務について学ぶことができた」、「受講者同士で情報交換ができてよかった」等の感想が寄せられた。

また、収納業務に精通した「徴収アドバイザー」派遣事業については、令和6年度から再開し、財産調査や債権管理の方法、滞納者の自宅搜索時のポイントなどについて、実践も交えて助言や指導を行い、滞納整理に取り組む市町村担当職員の育成等を支援した。

III 効率的で安定した事業基盤の構築に向けた取組

1 経費削減と安定財源確保の取組

(1) システム経費の削減

【取組方針】

○ 現行の国保総合システム機器更改時と同様に、次期国保総合システム機器更改においても、PMO（プロジェクトマネジメントオフィス）業務を委託することで、調達・工程管理の支援を受け、保険者等の負担ができるだけ少なく済むよう、あらゆる角度でコスト削減策を検討、実施する。

また、国保総合システム以外の機器更改に伴う外付けシステム改修費用等においても、ITコンサルタントを活用して、見積妥当性評価（コストと内容の正当性の確認等）等を通じて、引き続きコスト削減に取り組む。

達成状況	次期計画の取組方針として継続	説明
達成	P53 Ⅲ-1-(1)	ITコンサルタント等の活用によるコスト削減について実施した。経費節減策は引き続き取組を強化する。

【取組結果】

○ 令和5年度に行った国保総合システム機器更改における本会独自調達分に係る請負業者の選定にあたっては、より安価で良質な物品等を調達するため、現行システム導入時と同様に、調達内容に応じて開発区分を6つに分割し、その中で入札を実施した区分2（外付けシステム開発）、区分3（クラウドサービス提供、ハードウェア・ソフトウェア導入支援）及び区分5（クライアント端末導入、設置）において、調達した物品等に要した経費については、PMOの支援を受けて、予定価格から約1億円を削減した。

また、国保総合システム以外の機器更改に伴う外付けシステム改修に要した費用等については、平成21年度に開始したITコンサルタントによる見積妥当性評価をこれまで継続した結果、抑止効果が働き、開発事業者が提示する見積価格の適正化につながった。

さらに、費用対効果を重視し、令和4年度からITコンサルタントへの委託業務範囲を見積妥当性評価及び調達仕様書レビューに絞り、委託料を約1,000万円削減した。

また、令和6年度からは、より一層の経費節減を推進するため、ITコンサルタントについて、本会の国保総合システム更改及び国保中央会において各種標準システム更改のPMO業務を担うなど、国保総合システムの理解が深く、システム開発についての広い知見を有している事業者に変更し、令和6年度上半期の見積精査（見積書の評価）において、評価対象36件のうち14件で7,705,685円を削減した。

(2) 適正な手数料単価の設定と積立資産を活用した財源確保

【取組方針】

- 将来必要となるであろうシステム関連経費を中心とした財源の確保に向けて、今後とも国保中央会から提供される情報を基に、機器更改等に向けて2年ないし3年先に発生する費用負担の発生状況等を的確に把握するとともに、各種積立資産の積立額や取崩し計画を立てた上で、保険者等にとって適正な手数料単価を設定するよう、必要な調整等を遺漏なく進める。

特に「ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産」を有効かつ効果的に活用するため、保険者等の理解を得ながら、必要な積立を着実に行う。

達成状況	次期計画の取組方針として継続	説明
達成	P53 Ⅲ-1-(2)	適正な手数料単価の設定等について計画どおり実施した。引き続き取組を強化する。

【取組結果】

- 今回の機器更改時期までの各種積立資産の積立の見込み並びに過去3年間の請求件数実績及び被保険者数の増減見込などを勘案して手数料単価を設定した。

国保、介護、障害及び特定健診については、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産（以下、「ICT積立資産」という）を活用しつつ、審査支払手数料を維持または引き下げた。

一方で、後期高齢に関しては、国保総合システムのクラウドリフトに伴う機器更改に対応するため、広域連合と協議して、審査支払手数料を引き上げた。

令和4年度から令和6年度の主要会計の審査支払手数料等単価並びに令和6年3月末時点のICT積立資産及び財政調整基金積立資産の積立状況は次のとおり。

《主要5会計審査支払手数料等単価の推移（令和4年度から令和6年度）》

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国保審査支払手数料（国保・退職）	50円	50円	50円
後期高齢者医療審査支払手数料	57円	60円	67円
介護給付費審査支払手数料（介護給付費）	48円	45円	45円
障害介護給付費等審査支払手数料（標準システム）	122円	122円	122円
特定健診等データ管理システム手数料（費用決済処理及びデータ管理手数料）	382円	360円	360円

第2章 第四次中期経営計画の取組結果

《 I C T積立資産及び財政調整積立資産の積立状況（令和6年3月末時点） 》

	I C T積立資産（※）	財政調整積立資産（※）
国保	1,053,839千円（30%）	351,279千円（10%）
後期高齢	0千円（0%）	25,414千円（1%）
介護	244,786千円（30%）	81,653千円（10%）
障害	3,400千円（1%）	29,103千円（8%）
特定健診	81,342千円（29%）	27,345千円（10%）

※ 括弧内は1年間の手数料見込額に対する積立額の割合。I C T積立資産は上限30%、財政調整積立資産は上限10%。

2 会計の透明性の確保

(1) 財務の適正化・透明化

【取組方針】

- 予算要求部署と経理担当部署の双方向により、契約内容及び予算執行状況等を確認し、適正な予算の執行管理を行う。

また、複式簿記による財務諸表等を活用して実費弁償を基本とした適正な財務運営を行うとともに、監事監査規則に基づく例月検査、定例検査及び決算審査を実施し、適正で透明な会計事務の遂行に努める。

達成状況	次期計画の取組方針として継続	説明
達成	P54 Ⅲ-2-(1)	適正な予算執行体制の構築等について計画どおり実施した。引き続き取組を強化する。

【取組結果】

- 予算規模が約3兆円となる本会会計の厳格化・透明化を確保するため、予算要求部署と経理担当部署の双方向により、契約内容及び予算執行状況等を確認したうえで、適正に予算を執行する体制を構築した。

また、平成26年10月31日付け厚生労働省通知に基づき、複式簿記による財務諸表を活用した実費弁償方式の判定により、剰余の有無を明らかにするとともに、剰余が発生した際には、総会の承認を得て策定した剰余処分計画に則り、翌年度の手数料額を減額するなど、適切に会計事務を遂行した。

加えて、本会監事監査規則に則り、税理士による例月検査を通じて、事業の実施状況及び前月の出納状況の検査を毎月行うとともに、年2回の定例検査並びに本会監事による決算審査等を年3回実施し、適正で透明な会計事務の遂行につなげた。

(2) 保険者負担金の適正化

【取組方針】

- 会員負担金（被保険者数割）については、前回と同様に、令和5年度から令和7年度の国保の見込み被保険者数を基に平均単価を算出した上で、各保険者の負担額が、それまでの負担額と大きな差が生じないように、被保険者数規模別区分単価の割振りを考慮するなど必要な調整を図り、公平・適正な単価設定を行う。

達成状況	次期計画の取組方針として継続	説明
達成	P54 Ⅲ-2-(2)	適正な単価設定について計画どおり実施した。引き続き取組を強化する。

【取組結果】

- 令和5年度から令和7年度における保険者負担金については、被用者保険の適用拡大及び団塊世代の後期高齢者医療制度加入等による自然減に伴い、国保被保険者の更なる減少が見込まれたため、引き上げを検討したが、令和2年度から令和4年度の三年間に、新型コロナウイルス感染拡大に伴う雇用情勢の悪化による国保への加入者が増加した。

このことにより、被保険者数の減少幅が想定より少なくなったことに起因して生じた約2,000万円の剰余金を活用し、保険者負担金は据え置くこととした。

3 効率的な組織体制の整備

(1) 効率的な組織体制の整備

【取組方針】

- 現行の職員配置(増減員)計画が令和5年度に終了するが、より効率的かつ柔軟な組織体制への見直し・整備に向けて、新たな職員配置(増減員)計画(仮称)を策定するため必要な準備・検討を行う。

また、令和5年度にも導入が予定されている定年延長の新たな仕組みも踏まえ、正規職員はもとより、それ以外の職員(再任用職員や非常勤職員など)の業務量に見合った適正な人員配置や、ベテラン職員の知識・経験を最大限生かすための対応についても、改めて必要な検討を行うとともに、今後人口減少社会の中にあって、限られた人材を有効活用するため、国保中央会と連携し、AIやRPAなどの活用についても必要な検討を進める。

達成状況	次期計画の取組方針として継続	説明
一部達成	P55 Ⅲ-3-(1)	新たな職員配置計画の策定等について実施したが、ベテラン職員の活用を図るなど引き続き取組を強化する。

【取組結果】

- 本会を取り巻く環境の変化に効率的かつ柔軟に対応すること及び定年年齢の段階的な引き上げに伴う職員定数の見直しを踏まえ、令和6年度から3年間の職員の適正な配置を推進するための方針を示すものとして「第2次年度別職員配置(増減員)計画」

を策定した。

なお、策定した当該職員配置計画に基づき、フルタイムで勤務する暫定再任用職員が今後正規職員へと順次切り替わることを踏まえ、暫定再任用職員を職員定数に含めることとし、職員定数を「238名」から「252名」に見直した。

また、AIやRPAなどの活用について、国保中央会や他の国保連合会の取組状況等の情報収集に努めたが、全国的にも活用が進んでいない状況にあり、引き続き国保中央会等と連携して検討を進めることとした。

4 組織の活性化と人材の育成等

(1) 人材育成の取組

【取組方針】

- 職員の更なるスキルアップと組織全体のレベルアップを目指し、「人材育成基本方針」の策定に向けた準備を進めるとともに、職員研修の在り方や実施方法について、従来から行っている各種研修に加え、階層別、部署別、目的別等による職員の体系的な研修の充実に向けて、必要な検討を行い、実施可能なものから順次行っていく。

達成状況	次期計画の取組方針として継続	説明
達成	P55 Ⅲ-3-(2)	新採用職員の育成に係る取組に関する指針の策定等について実施したが、職員のスキルアップと組織全体のレベルアップを目指し引き続き取組を強化する。

【取組結果】

- 職員の更なるスキルアップと組織全体のレベルアップを目的とした「人材育成基本方針」の策定に向けて、他の国保連合会の取組状況なども参考にしながら課題を整理するなど、令和7年度の策定に向けた準備に着手した。

また、体系的・計画的に新採用職員の育成を行う体制を構築するため、「新採用職員の育成に係る取組に関する指針」を策定するとともに、役割（管理者と育成担当・サポート）を踏まえた職員別の研修等を実施した。

《研修実施状況》

令和5年度 ・新人教育者向け研修

対象者：全職員（係長以上、その他職員別に受講）

令和6年度 ・新人教育者向け研修第2弾（振り返り研修）

対象者：新採用職員が所属する管理者、育成担当及びサポートメンバー

・新任情報セキュリティ担当者研修

対象者：新任係長

(2) 関連団体との人事交流と職員派遣

【取組方針】

- 市町村との人事交流については、年度ごとに交流先を変えるなど、様々な保険者業務等を経験することで、多くの市町村と相互理解を深められるよう、引き続き取り組む。
- 県が策定する「国保運営方針」の実現に向けて、県とは引き続き緊密に連携を図ることが大変重要であることから、当面、職員派遣を継続していく。
- 全国国保連合会総合調整会議において承認され、国保中央会の理事会及び総会で議決された「令和4年度以降の人員体制に係る方針」に基づき、職員を引き続き派遣し、国保中央会に対して意見や要望を的確に伝えるとともに、いち早く必要な情報を入手するなど、諸課題にも適切に対応していく。

達成状況	次期計画の取組方針として継続	説明
達成	P56 Ⅲ-3-(3)	交流先・派遣先との相互理解の促進と情報共有の必要性から、引き続き取組を強化する。

【取組結果】

- 多くの市町村と相互理解が深められるよう、平成29年度から継続して毎年度実施してきた市町村との人事交流については、令和4年度は鎌倉市、令和6年度においては、川崎市と人事交流を行った。
 なお、令和5年度については、交流先との調整がつかず実施を見送った。
- 県及び国保中央会への職員派遣については、派遣先のニーズも踏まえ、令和4年度から令和6年度において、職員を派遣した。
 ≪職員派遣状況≫
 令和4・5年度：県1名、国保中央会3名
 令和6年度：県1名、国保中央会2名

(3) 働きやすい職場の環境づくり

【取組方針】

- 職場内における良好な人間関係（コミュニケーション）を維持・構築するため、管理職はもとより、職員全員がその重要性を認識し、「コミュニケーションスキル」の向上に努める。
 また、メンタル疾患の未然防止策として実施している「ストレスチェック」を活用し、職場内でメンタル不調になりそうな職員の変化に気を配り、周りからサポートできる体制づくりに取り組む。
 加えてハラスメントに関する研修の実施やハラスメント防止について周知・啓発に努め、セクハラやパワハラのない職場環境の定着を目指す。

第2章 第四次中期経営計画の取組結果

達成状況	次期計画の取組方針として継続	説明
達成	P56 Ⅲ-3-(4)	チームビルディング研修等を計画的に実施した。引き続き取組を強化する。

【取組結果】

- 職場内のコミュニケーションスキルの向上に向けて、個々が主体的に能力や多様性を発揮しながら一丸となる組織を目指し「チームビルディング研修」を全職員対象に実施した。

また、メンタル疾患の未然防止を目的とした「ストレスチェック」を全職員に実施するとともに、高ストレスと判定された職員をサポート・ケアするため、専門医による相談窓口を開設し、当該職員の希望に応じて個々に相談できる体制を整備した。

なお、ハラスメント防止に向けた取組として、ハラスメント発生の原因や防止対策等について、職員の理解を深めることを目的に全職員を対象とした研修を実施し、「ハラスメント」のない職場環境の定着に努めた。

《研修実施状況》全職員対象

- 令和4年度 ・労務関係研修（パワハラ防止や育児休業の取得促進等）
- 令和6年度 ・ハラスメント研修（係長以上、その他職員別に受講）
- ・チームビルディング研修

5 情報セキュリティ対策と危機管理体制の整備

(1) 情報セキュリティ対策の実施

【取組方針】

- 今後も職員研修を継続して実施する。内容については、適宜身近な課題を盛り込み、時節にあった教育を行う。
また、全体研修後に行う理解度チェックにおいては、一部記述式の問題を設けるなど、能動的な理解促進を図る。
- 日常点検や事故防止策においては、各部署の実施状況を顧みるなど、クロスチェックの目線を取り入れ、具体的で分かり易い取組を今後も実施する。

達成度	次期計画の取組方針として継続	説明
達成	P57 Ⅲ-4-(1)	情報セキュリティ対策には不断の努力が求められるため、引き続き取組を強化する。

【取組結果】

- これまでも継続的に職員研修を行うことで職員の情報セキュリティ対策に対する知識習得の機会を確保してきたが、後期高齢者医療課の分室移転に伴うI SMSの適用範囲拡大及び新規格「ISO/IEC 27001:2022」の運用を令和6年1月に開始するため、あらためて全職員に対してI SMS適用範囲拡大に伴う新たなルール及び新規格の管理策や要求事項の浸透・定着を目的とした全体研修を実施した。

なお、研修後の理解度チェックでは記述式の問題を多く設けるなど、職員に対して能動的な理解促進を図った。

第2章 第四次中期経営計画の取組結果

- 日常点検や事故防止策について、各部署が定期的に行う点検の実施状況や過去の事故事例を全職員で共有し、再発防止に取り組んだ。また、セキュリティ強化月間を引き続き定め、事故防止の意識付けを徹底するとともに、点検作業者の作業がスムーズに進むよう、手順書を見直すなど、各部署でそれぞれ工夫して取り組んだ。

(2) 危機管理体制の整備

【取組方針】

- 職員等が新型コロナウイルスに感染した場合に備えて準備した職員相互の応援体制など、感染症まん延等に対する行動規範について、業務継続計画（BCP）に反映するよう、必要な検討を行う。
- 広域支援協定における支援内容・受援内容について、具体的な準備・備蓄の内容を改めて検討した上で、必要な対策を速やかに講じる。

達成状況	次期計画の取組方針として継続	説明
一部達成	P58 Ⅲ-4-(2)	業務継続計画の見直し等を計画的に実施したが、引き続き取組を強化する。

【取組結果】

- 業務継続計画（BCP）の取組として、本会職員が新型コロナウイルスに感染した場合に備えて準備した職員相互の応援体制など、感染症まん延時の具体的な業務体制等について、あらためて確認した。
また、後期高齢者医療課が新たに分室で業務を開始したことから、災害時等における分室の対応についても本会業務継続計画（BCP）に明記した。
- 災害発生に備えて、関東甲信静ブロックの国保連合会において、災害時広域支援協定に基づくブロック内情報連携訓練を年1回行い、本会業務継続計画（BCP）に定める他都県国保連合会との支援・受援の連絡体制を確認した。

《災害時広域支援協定に基づくブロック内情報連携訓練実施状況》

概要：各国保連合会の被災状況について速やかに情報共有を行う情報連携訓練

- ・令和4年8月3日 東京都を震源とした地震 震度6強地震を想定
- ・令和5年8月18日 糸魚川—静岡構造線断層帯地震 震度6強地震を想定
- ・令和6年8月20日 三浦半島断層群地震 震度6弱地震を想定

また、災害発生時の備蓄として国保会館及び分室で職員全員が3日間過ごせる食料等を確保した。

第3章 第五次中期経営計画の取組方針

I 審査支払業務等の更なる充実強化と効率化に向けた取組

1 診療報酬に係る審査支払業務の効率化等に向けた取組

(1) 審査基準の統一化

【現状・課題】

- 令和3年3月に厚生労働省、支払基金、国保中央会が策定・公表した改革工程表における「審査結果の不合理な差異の解消に向けた工程表」及び「支払基金と国保中央会・国保連のシステムの整合的かつ効率的な在り方の実現に向けた工程表」に基づき、本会においても鋭意取組を進めている。
- また、支払基金とのコンピューターチェックの整合性の実現に向けて、審査支払システムの支払基金との共同開発・共同利用（以下「共同化システム」という。）に関する協議が行われる中で、コンピューターチェックの更なる「精緻化」が図られることから、引き続き厚生労働省や国保中央会等における検討状況を注視する必要がある。

【具体的な取組】

- 審査基準の統一化の取組については、「審査結果の不合理な差異の解消に向けた工程表」に基づき令和7年3月をもって国保内の審査基準の統一を完了した。
 今後は、支払基金との審査基準の統一化に向け、国や国保中央会等による協議の動向を注視しながら、診療報酬審査委員会（以下「審査委員会」という。）と必要な情報を共有するなど、統一化に向けた取組を引き続き実施する。
 また、支払基金と国保連合会の審査委員の併任に向けた対応については、定期的に必要な情報の共有、意見交換を行うとともに、具体的な課題・問題点等を整理するなど、支払基金と「併任」に向けた調整・検討を行う。
- 支払基金とのコンピューターチェックの整合性を確保するための取組については、コンピューターチェック項目のチェック観点（チェック対象となる傷病名や診療行為等）の統一は完了したが、更なる「精緻化」に向けて、今後、共同化システムに係る協議と並行して、支払基金とともに検討することになることから、引き続き厚生労働省や国保中央会等の動向や検討状況を注視するとともに、必要な情報について、審査委員会とも連携、共有化を図る。

(2) 審査の充実・強化

【現状・課題】

- 引き続き適正な審査体制の充実・強化を図るため、審査担当職員に対して、事務処理並びに専門的な知識等に関する研修等を行い、更なる資質向上に努める必要がある。
- コンピューターチェックの整合性確保への対応に伴い、令和7年度から突合点検の突合条件を支払基金と合わせることによって、審査対象件数の大幅な増加が見込まれるため、審査委員会と連携を図りながら、効率的な事務処理の方策を検討する必要がある。

【具体的な取組】

- 月に1度「医科事務点検適正化委員会・重点審査推進委員会」を開催し、審査を担当する全職員に対して「医学的な専門的知識」「点数表の解釈」等に関する研修を実施する。
また、歯科においても審査委員と連携を図りながら、審査事例の取扱い等について担当職員の勉強会を実施する。
- 令和7年度から医科・調剤レセプト突合点検の条件を支払基金と合わせることから、医科・調剤突合点検のチェック要件が見直され、審査対象項目が大幅に拡大する見込みとなっている。想定では、審査対象項目が現在の約2.5倍に拡大するため、審査委員会及び審査を担当する職員の作業量増への対応について審査委員会の意向等も踏まえながら、より効率的な事務処理の具体的な方策を早急に検討する。

(3) 審査支払領域の共同開発・共同利用への対応

《新規取組》

【現状・課題】

- 厚生労働省、デジタル庁、支払基金、国保中央会等で構成する「審査支払システム共同開発作業班」において、政府の情報システムのクラウドサービス利用の基本方針に基づき、システムのモダン化を行い、令和6年度中に運用コストを縮減するための具体的な方針が取りまとめられた。その方針では、運用コストの縮減効果の大きい画面審査システムやデータベースシステムを変更することとされており、令和13年1月に予定されている「共同化システム」の稼働に向けて、現行システムからの各変更点の性能検証や操作性の検討などを行うとともに、国保側の要件を踏まえたシステム改修の方針や費用負担の在り方などの検討状況についても注視する必要がある。

【具体的な取組】

- 「審査支払システム共同開発作業班」が取りまとめた「共同化システム」開発の具体的な方針に基づき、国が推奨するデータベースシステム（KVS）の性能検証や、支払基金システムをベースとした画面審査システムの操作性の検証などに取り組む。
また、国保側の対応を踏まえたシステム改修費用などの方針や負担の在り方等の検討状況を注視し、本会の事業運営に与える影響を逐次確認し、また、保険者等に対して必要な情報を提供、共有していく。

(4) 診療報酬改定DXの推進

《新規取組》

【現状・課題】

- 国が推進する「診療報酬改定DX」の一環として、地方単独医療費助成事業公費の全国現物給付化が令和8年度から本格実施される予定となっており、希望する地方自治体の区域の内外にかかわらず現物給付ができるように審査支払機関に委託する方向で諸課題の調整が進められている。

そうした中で、国保中央会は先行して実施する地方自治体に対応するため、国保総合システムの改修を令和6年度中に予定しているが、国の制度設計等が明らかでない部分もあるため、今後の厚生労働省や支払基金等による検討状況を注視し、実施に向け、現物給付化を開始するための環境整備や関係機関等との調整を行う必要がある。

【具体的な取組】

- 令和8年度の本格実施に向けて、厚生労働省や支払基金・国保中央会の情勢を注視し、県内市町村の意向を把握したうえで、県・関係機関等と連携し、対応方針を検討するとともに、各保険者等への情報提供ならびに本会業務への影響の把握に努め、国保総合システムの改修による課題の対応や外付けシステムの改修などの対策を講じていく。

(5) 保険者間調整の円滑な実施

【現状・課題】

- オンライン資格確認によるレセプト振替や分割処理、それに基づく保険者間調整業務が円滑に進められるよう関係機関への支援に努める必要がある。

【具体的な取組】

- 包括的合意による保険者間調整、療養費代理受領方式による保険者間調整が円滑に実施されるよう、国保総合システム及び療養費代理受領申出管理ツールの操作方法や、保険者間調整の手引き・QA等の参考資料を提供・周知するなど、引き続き保険者支援に取り組む。

2 療養費の適正化に資するための取組

(1) 療養費業務の充実・強化

【現状・課題】

- はり灸・あん摩・マッサージ師の施術療養費については、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について」の一部改正等により令和6年10月1日から取り扱いが変更され、往療料についてはやむを得ない理由等が突発的に発生した場合に限り算定できることとなり、定期的ないし計画的に行う場合には新設された訪問施術料として算定することとなった。併せて療養費支給申請書の様式の変更（追加）及び往療内訳表の廃止により、日にち毎の施術場所の把握ができなくなったため、申請内容を正確に審査できないことが課題となり、県と保険者等で協議した結果に基づき対応しているが、引き続き、療養費審査委員会とも情報共有を図りながら適正な審査に向けて取り組んでいく必要がある。
- 海外療養費については、海外のレセプトから国内の診療報酬点数表に基づき算出するのは困難なことから、レセプトの累積データから疾病コード別の費用額、食事基準額の平均値を求めた標準支給額により算定した額を療養費として算出している。
そのため、実際の診療費用に比べ支給額が低くなることもあり、その場合は診療内容を精査し、国内の診療報酬点数表に則った金額を、標準額にさらに上乗せする2段階方式をとっているが、なお申請額と支給額が乖離するケースがある。この課題について保険者から、申請者に対して説明する際の詳細な情報を提供して欲しいと要望を数多く受けている。
- 被保険者が一時的に立替払いをする各種療養費に係る申請書類の確認作業及び療養費審査委員会による審査において、申請内容に不備等があり、複数回にわたり当該申請書を返戻するなど、申請内容の確認・修正作業を繰り返し行うことになった場合、支給するまでの期間が長期化し、被保険者に多大な負担を強いることが課題となっている。

【具体的な取組】

- はり灸・あん摩・マッサージ師の施術療養費については、往療料の取り扱いが令和6年10月1日より変更され、変更に伴う課題については、国保協議会の専門部会（給付）で令和6年度に事務局提案を行った。その結果を踏まえ、療養費審査委員会や事務局での審査方法や施術所への確認方法等を統一していくことが必要となるが、自宅以外の施術場所について「生活の本拠地」かどうかを判断するために何を申請書に記載し、どのような追加資料を提出してもらうか、県独自の確認方法を県外からの申請に適用してよいか等の課題が残るため県や保険者等と引き続き協議するとともに療養費審査委員会への情報共有を行い適正な審査に向けて取り組む。
- 海外療養費については、適正な審査を行うため、申請者から診療内容の分かる翻訳資料等の提出がされるよう保険者に働きかけるなど、適正な支給額の算定につながる取組を進める。
また、保険者から申請者へ支給額について説明できるよう、支給額の算定根拠や内訳について保険者に適切に情報提供する。

- 保険者が受付・本会に提出する療養費の支給に必要となる申請書類について、保険者等への確認・修正作業の回数を最小限に留めるよう、確認方法等の見直しを行い、保険者等の裁量で支給の可否が判断できる軽微な不備等については、本会の療養費審査委員会前の事務局の確認作業等の段階で、本会より保険者等に対して電話連絡等を行い、確認・修正等を依頼するなど、支給決定までの作業の短縮化に向けた具体的な取組を順次実施する。

(2)柔道整復施術療養費の適正な請求に向けた取組

【現状・課題】

- 柔道整復施術療養費の適正な請求につなげるための取組として実施する柔整審査委員会による面接確認は、面接対象の施術機関より施術録の取り寄せや面接確認委員会での確認事項の調整等に時間を要するため、年間に実施できる施術機関が限られる。このことから、不正・不当な請求の抑止策として、多部位請求の疑いがある施術機関に対してのみ行っていた注意喚起の通知を、令和6年度から項目を拡大し強化を図ったが、支給の適正化を図る観点から施術機関への抑止策をより強化・徹底するため、引き続き効率的かつ効果的な対策を検討する必要がある。

また、面接確認を実施した施術機関に対し改善を求めても改善されない場合の対応について、柔整審査委員会で検討し適正な請求につなげる有効な方策を講じる必要がある。

【具体的な取組】

- 面接確認の候補対象となる施術機関数は増加する一方で、年間で実施できる施術機関は限られるため、面接確認を実施するにあたっては、特に緊急性や必要度が高い施術機関に絞って実施する必要がある。

このことから、毎月約9万件の申請書の審査を行っている柔整審査委員会において、申請書の情報から多部位請求を抽出し該当施術機関に通知することや、注意喚起を行う対象項目について往療料などの算定に疑義がある場合を追加することなど、不正・不当な請求を防止するための対策を強化する。

また、面接確認を実施した施術機関に対して、実施後の請求状況を踏まえ、改善がみられない施術機関に対しては、県と連携を図りながら、再度面接確認を実施するなどの対策を講じる。

3 後期高齢者医療制度における取組

(1) 後期高齢者医療広域連合電算処理システムの安定運用

【現状・課題】

- 令和7年3月に行われる広域連合標準システムのクラウドリフトを伴うシステム更改において、不具合の発生などのリスク対応に備えるとともに、安定的かつ確かなシステム運用を継続して行っていく必要がある。
- 被保険者証の廃止に伴い、令和7年8月の被保険者資格の一斉更新は、従来の被保険者証は発行せず、マイナ保険証利用登録者への「資格情報のお知らせ」と未登録者に対する「資格確認書」の発行が必要となり、大きな運用の変更が予定されている。

【具体的な取組】

- 令和7年3月に行われる広域連合標準システムのクラウドリフトを伴うシステム更改においては、広域連合及び市町村が行う業務が継ぎ目なく円滑に行われるよう、不具合発生時の対応や緊急時のバージョンアップ対応など、支援体制を強化するとともに、その後も当該システムの安定稼働に向けた支援を継続して行う。
- 被保険者証の廃止に伴い、令和7年8月に実施する被保険者資格の一斉更新事務への対応において、マイナ保険証利用登録者への「資格情報のお知らせ」及び未登録者に対する「資格確認書」の発行に向けて、計画的かつ確実に運用変更に対応するとともに、システムへの対応を中心に、広域連合及び市町村の業務に対して必要な支援を行う。

(2) 後期高齢者医療に係る給付関連業務及び資格過誤点検業務への対応

【現状・課題】

- 後期高齢者の増加に伴い、処理件数が大きく増加している給付関連入力業務については、限られたスケジュールの中での処理が求められており、年々、作業に従事する職員への負荷が増大している。
その一方で、公金受取口座への支払い対応など被保険者に対する利便性の向上や業務経費の縮減のため、さらなる事務の効率化が求められている。
特に、療養費（償還払い）を支給するまでの期間を短縮化するための事務処理の見直しについては、早急に対応する必要がある。
- 資格過誤点検業務については、令和5年度の年次更新以降、エラー件数は減少傾向が続いているが、今後のマイナ保険証の普及率や令和8年度に実施される被保険者資格の年次更新に伴う資格過誤点検に係る業務量への影響を考慮したうえで、広域連合等のニーズを踏まえ、新たな業務の受託も含めた検討を行う必要がある。

【具体的な取組】

- 後期高齢者の増加に伴い、処理件数が大きく増加している給付関連入力業務については、引き続き円滑な事務処理に努めていくとともに、被保険者の利便性の向上や経費の縮減に向けて、広域連合との協議のもとさらなる業務の効率化と迅速な処理を

指す。

とりわけ、療養費（償還払い）を支給するまでの期間を短縮化するための事務処理の見直しについては、関係者との協議・検討を進め、早期の実現化を図る。

- マイナ保険証の普及率や令和8年度に実施される被保険者資格の年次更新に伴う資格過誤点検に係る業務量への影響を考慮したうえで、広域連合や市町村のニーズをあらためて把握し、分室におけるスペースや既存のITインフラを最大限に活用した新たな業務受託について検討を進めるとともに、受託可能な業務から順次実施していく。

4 介護保険制度における取組

(1) 介護保険・障害者総合支援関連システムの更改作業及び安定稼働に対する取組

【現状・課題】

- 介護保険・障害者総合支援関連システムは、令和7年5月にクラウドリフトを伴う更改が予定されており、スケジュールに則り対応する必要がある。
また、本稼働後についても、国保中央会から示される作業等を確実に実行し、安定稼働に向けた取組に努める必要がある。

【具体的な取組】

- 令和7年5月の介護保険・障害者総合支援関連システム更改は、クラウドリフトを伴う更改となり、国保中央会からのスケジュールに則り、データ移行等の更改作業を遅滞なく進めるとともに、更改後の安定稼働に向けたバージョンアップなどの必要な作業についても、本会内の介護保険担当課と障害者総合支援担当課との間で情報の共有、連携を密にし、委託電算会社とともに当該作業を効率的かつ速やかに行う。

(2) 介護給付適正化事業への支援

【現状・課題】

- 高齢化の進展により要介護認定者や介護事業所の増加に伴い、介護給付費の増嵩が課題となっている。また、今後も少子高齢化が進む中で、被保険者の負担が避けられない状況であると同時に、介護保険者は介護給付費の適正化対策の強化の取組が求められており、本会は介護保険者の取組を引き続き支援する必要がある。

【具体的な取組】

- 介護給付費の適正化に向けた取組として、引き続き「介護と医療の突合点検」及び「縦覧点検」について、過誤対象の判定結果を保険者等へ報告するとともに、介護保険者の事務負担を軽減するため、本会が過誤申立情報の代行入力及び登録を行う。
また、ケアプランの分析や給付実績情報の活用方法などへの助言を目的とした巡回支援についても引き続き実施する。

(3) 介護情報基盤構築に向けた取組

<<新規取組>>

【現状・課題】

- 介護サービスに対する需要の増大・多様化が進む中、質の高い効率的なサービス提供体制を確保する必要があるとあり、介護事業所や自治体におけるICT等を活用した業務の効率化が喫緊の課題となっている。これらの課題に対応するため、国は介護情報基盤の整備に向けて、新たなシステム構築などの準備を進めており、本会としても、国保中央会と連携を図りながら、必要な情報収集や保険者支援に取り組む必要がある。

【具体的な取組】

- 国が推進する「全国医療情報プラットフォームの創設」における構成基盤のひとつとして、資格情報及び給付情報等を電子化することにより、自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が同一の情報を閲覧・共有する仕組みを構築する「介護情報基盤」の開発に向けて、国保中央会が開発業者の調達など、準備作業を進めており、本会においても、「介護情報基盤」の開発状況や国保連合会が対応する具体的な保険者支援の検討状況などについて、国保中央会と連携を図り情報収集に努めるとともに、適宜介護保険者に対して必要な情報を提供する。

(4) 介護保険者等支援システムの導入

<<新規取組>>

【現状・課題】

- 本会では介護保険台帳管理支援システム（パッケージ対応による独自システム）を導入し、当該システムにおいて各種台帳を整備・管理しているが、介護保険者に対する台帳のエラー内容に関する説明や、エラー修正対応により多くの時間を要しており、また、運用費の負担や度重なる制度改正に伴うシステム改修など、多くの課題を抱えている状況にある。

【具体的な取組】

- 現在、本会における各種台帳は、「介護保険台帳管理支援システム（パッケージ対応による独自システム）」において整備・管理しているが、国保中央会では、同機能の一部（参照・印刷機能）を備えた「介護保険者等支援システム」を全国標準システムとして開発し、令和5年度からリリースしている。

また、令和7年度以降には、当該システムにおける機能追加（更新・修正機能）が予定されており、その機能が実装された段階で県や介護保険者の運用面及び費用対効果等を十分考慮したうえで、当該システムへの切替の必要性やその時期などについて検討を進める。

(5) 介護保険における制度改正及び報酬改定への対応

【現状・課題】

- 介護保険における制度改正や介護給付費等報酬改定への対応について、改正及び改定内容を把握したうえで、現行システムによる対応の適否を検討する必要がある。

【具体的な取組】

- 制度改正及び報酬改定への対応については、厚生労働省や国保中央会の動向を注視し、関連システムへの影響調査及びその結果を踏まえたシステム改修など、必要な対応を確実に実施する。

(6) 介護サービスに係る苦情相談への対応

《新規取組》

【現状・課題】

- 平成12年4月に介護保険法が施行されて以降、高齢化の進展により要介護(要支援)認定者や介護給付・予防給付費及び地域支援事業費は大きな伸びを示している。
そうした中で、近年本会に寄せられる介護サービスに関する苦情・相談の状況を見ると、医療的な依存度が高い重度な要介護者の増加などを背景に、事業者だけでは対応が困難な事例なども増えている。
また、過剰な要求や理不尽なクレームを行う「カスタマーハラスメント」への対応も大きな課題となっている。
本会は介護保険制度が真に利用者の立場に立って運用されるよう、利用者やその家族から寄せられる苦情等に対して適切に対処する必要がある。

【具体的な取組】

- 本会が受付した苦情や相談への対応については、本会に配置する「介護サービス苦情調査員」を中心に迅速かつ的確に対応するとともに、苦情申立に係る調査等に関しては、介護や福祉、医療の分野に精通した「介護サービス苦情処理委員」3名で構成する「介護サービス苦情処理委員会」をこれまでどおり週1回開催し、事業者が提供する介護サービスの質の向上に資するために必要となる指導や助言など、適切かつきめ細やかな対応に努める。
また、市町村が行う介護サービスに関する苦情対応を適切に処理するため、法曹関係者や行政経験者を講師とした「介護保険サービス苦情処理事務担当者研修会」を引き続き年1回開催する。

5 障害者総合支援制度における取組

(1) かながわ自立支援給付費等支払システムの効果的・効率的な運用に対する取組

【現状・課題】

- かながわ自立支援給付費等支払システムの円滑な運用を図ることを目的として、令和6年度から新たに立ち上げた「かながわ自立支援給付費等支払システム委員会」において、同システムのより効果的・効率的な運用方法や機能の追加・見直し等について協議を重ねていく必要がある。

また、同システムのオンプレミス機器の保守が令和9年3月に期限を迎えるため、それに向けた対応に取り組む必要がある。

【具体的な取組】

- 市町村が行う審査事務等を効果的・効率的に実施する取組を支援するため、かながわ自立支援給付費等支払システムに係る機能の追加・見直しなどの各市町村からの要望に対して、「かながわ自立支援給付費等支払システム委員会」で協議した結果に基づき、市町村の意向を踏まえたシステム改修等必要な対応を実施する。

また、同システムに係るオンプレミス機器の更改に向けた対応を確実に進めるとともに、令和7年度に保守延長を行う場合の条件となる交換用部材の提供可否が判明するため保守延長の適否について、市町村の意向を確認しながら、適切に取り組む。

(2) 障害者総合支援における制度改正及び報酬改定への対応

【現状・課題】

- 障害者総合支援における制度改正や障害福祉サービス等報酬改定への対応について、改正及び改定内容を把握したうえで、現行システムによる対応の適否を検討する必要がある。

【具体的な取組】

- 制度改正及び報酬改定への対応については、厚生労働省や国保中央会の動向を注視し、関連システムへの影響調査及びその結果を踏まえたシステム改修など必要な対応を確実に実施する。

6 特定健診における取組

(1) 特定健診等データ管理システムの機器更改

◀新規取組▶

【現状・課題】

- 令和7年度末に実施されるクラウドリフトを伴う「特定健診等データ管理システム」の機器更改作業について、保険者等を含む各拠点の端末・プリンタの機器更改も併せて行うことから、保険者等が行う各種サービスに支障が生じることがないように、準備作業を進める必要がある。

【具体的な取組】

- クラウドリフトによりサーバー機器の調達は不要となるが、現行システムの設定内容や各種データが問題なくクラウドサーバーに連携され、新システムが不具合なく稼

働するよう、委託電算会社と連携を密にしながら更改作業を行う。

また、端末・プリンタについては、国保中央会を通じて一括調達することから、国保中央会から提供される情報を保険者等と共有したうえで、保険者等への設置・設定作業を円滑に行う。

7 出産費用の保険適用

(1) 出産費用の保険適用

《新規取組》

【現状・課題】

- 出産育児一時金について、令和6年度から厚生労働省において正常分娩に係る保険適用に向けた検討が開始されている。これらが保険適用となった場合に業務体制の見直しが必要となる。

【具体的な取組】

- 現在、正常分娩（早期払を含む）及び異常分娩を出産育児一時金として処理を行っているが、早ければ令和8年度から正常分娩については、健康保険法の改正に伴い保険適用されることとなり、本会における処理方法の大幅な見直しが必要となるため、今後の厚生労働省における議論の動向を注視していく。

II 保険者ニーズに対して迅速・適切に対応する取組

1 保険者等が行う保健事業に対する支援

(1) データヘルス計画等に対する支援

【現状・課題】

- 令和6年度よりスタートした第三期データヘルス計画（令和6年度～令和11年度）の取組への支援として、同計画や保険者等が個別に実施する事業の円滑な推進と保険者努力支援制度のポイント獲得を含め、本会の国保・後期高齢者ヘルスサポート事業等を通じて、単年度及び複数年での事業評価や助言を実施する必要がある。

【具体的な取組】

- 保険者等が取り組む第三期データヘルス計画（令和6年度～令和11年度）や個別の事業に対して、有識者で構成される支援評価委員会に加え、より具体的な課題等を協議する委員と保険者等とのヒアリングの場として「支援評価委員会部会」を設け、事業評価・助言を行う。
 また、委員が行った助言・評価の当該事業への反映状況や事業の進捗を把握し、より効果的な支援となるよう、委員と保険者等との意見交換を主とした「フォローアップ研修会」を開催する。

(2) KDBシステムの活用促進

【現状・課題】

- 保険者等が行う保健事業の取組をより一層支援するため、KDBシステムの活用範囲は更に拡大することが想定され、また、国保中央会が開発する新規機能（介護データを活用した支援機能）が令和7年度以降にリリースされることから、今後、保険者等に対して、より一層KDBシステムの活用促進に向けた働きかけを行う必要がある。
- 令和5年度より、県の「糖尿病治療中断者・未治療者受診勧奨推進事業」が、モデル事業から正式事業となったことから、同事業への支援として、引き続き、KDBシステムの外付機能を活用したデータ提供を行う必要がある。

【具体的な取組】

- KDBシステムの活用促進策として、新規機能の活用方法等の周知を含めた、対象者・テーマ別（初任者向け・経験者向け、国保データ・後期データ）の端末操作研修を引き続き開催する。
 また、「データ分析支援事業」として、保険者等からの申請に基づきKDBシステムのデータを加工し提供する。なお、幅広く活用が見込まれるデータに関しては、必要に応じて全保険者等へ提供する。
- KDBシステムの外付機能である「糖尿病治療中断者・未治療者受診勧奨推進事業対象者抽出」を用いた委託事業については、保険者努力支援制度のポイント獲得を含め、必要に応じて県と委託内容について調整し、市町村へ独自データを提供する。

(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に対する支援

【現状・課題】

- 一体的実施については、令和5年度に県内全市町村が広域連合と一体的実施の委託契約を締結したが、一体的実施に係る事業の取組状況は市町村ごとに差があることから、広域連合と連携し、市町村がより効率的・効果的に事業を展開するための支援を行う必要がある。

【具体的な取組】

- 広域連合及び広域連合の委託を受けて事業を行う市町村を対象に、本会の「支援評価委員会」及び「支援評価委員会部会」を通じて当該事業への助言・評価を行う。
また、広域連合と協働し、全ての市町村を対象に、一体的実施事業に係るノウハウの提供を目的とした有識者による講義や、市町村の好事例発表を中心とした研修会を引き続き開催する。
KDBシステムの活用支援策として、国保中央会が開発した「一体的実施・KDB活用支援ツール」及び「一体的実施・実践支援ツール」等を踏まえた一体的実施担当者向け端末操作研修を開催するほか、「データ分析支援事業」の一環として保険者等へ一体的実施に必要なかつ有用なデータを引き続き提供する。

(4) 特定健診受診率等の向上に向けた保険者支援

【現状・課題】

- 県内市町村の国保被保険者の特定健診受診率・特定保健指導実施率は低迷が続いていることから、本会が行う「特定健診・特定保健指導実施率向上支援事業」を見直し、保険者への支援拡大を図る必要がある。
- 平成28年度より国や県が推進する糖尿病性腎症重症化予防の取組については、県と連携し、市町村がより効率的・効果的に事業を展開するための支援を行う必要がある。

【具体的な取組】

- 保険者が行う特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上に向けた取組への支援策として、「特定健診・特定保健指導実施率向上支援事業」を通じて行う在宅保健師を派遣するマンパワーによる支援や、本会が独自に作成した受診勧奨マニュアルの配付を行う。また、令和7年度より1保険者3年までとしていた同事業の支援期間の制限を撤廃し、より多くの保険者を支援できる体制に見直す。
- 保険者が行う糖尿病性腎症重症化予防の取組への支援策として、県と協働して「糖尿病性腎症重症化予防セミナー」を開催し、二次医療圏単位での郡市医師会・保健福祉事務所・市町村間における課題の共有や連携促進に努める。
また、県からの委託事業として開発したKDBシステムの外付け機能（糖尿病治療中断者・未治療者受診勧奨推進事業対象者抽出機能）を活用し、市町村へ糖尿病性腎症重症化予防に資する独自データを引き続き提供する。

(5) 在宅保健師の確保

【現状・課題】

- 神奈川県在宅保健師会「いちょうの会」は、高齢化等により会員数が減少傾向にあることから、本会が実施する保険者支援に影響がないよう、会員数を維持する必要がある。

【具体的な取組】

- 「いちょうの会」の活動について、本会のホームページや機関誌への会員募集記事の掲載、また、県・市町村への会員募集の協力要請活動を通じて新規入会者の確保に引き続き努める。

2 医療費適正化の取組

(1) 第三者行為求償事務の充実・強化

【現状・課題】

- 被保険者には傷病届等の保険者への提出が義務付けられており、本会のホームページで周知・広報を行っているが、傷病原因調査により一定数の未届事案が見受けられることから、さらに浸透するように一層の取組強化が必要である。

一方で、保険者等への取組を支援するため、これまでも未届防止に必要となる情報を提供するなど取り組んできたが、なお未委託案件があることから、今後も取組を支援・強化する必要がある。

- 令和7年度から新たに1国保保険者から事務を受託するため、事務量の増加が予測されるが、適切に対応する必要がある。

また、法改正により令和7年度から広域的または専門的な事案を県が市町村から委託を受けて対応することが可能となるため、本会としても支援を行う必要がある。

- 第三者行為求償事務においては、本会が開催する研修会への管理職級職員の参加とアンケートの提出、受診時の医療機関への申出や傷病届等を提出することに対する啓発活動が保険者努力支援制度のポイント取得につながるため、支援を行う必要がある。

【具体的な取組】

- 第三者の行為により被害にあった被保険者が、本会のホームページから正確かつ容易に必要な情報が得られるよう、分かり易い周知に努めるとともに、届出に必要な書類等がよりスムーズに入手できるよう、適宜内容や掲示場所の見直しを行う。ホームページ以外でも届出が義務であることを知ることができるよう広報物を作成するなど周知に努める。

また、従来から行っている未届防止の取組として、これまでも保険者等に交通事故が疑われる被保険者情報を提供してきたが、一定期間経過後に本会に委託されていない案件（未届けの可能性が高い事故に関する情報）については、今後も保険者等に届出等の進捗を確認する。

加えて、保険者巡回相談を通じて、相談の内容から求償対象案件を掘り起こし、速やかに医療費（損害賠償金）が回収できるよう取り組む。

- 令和7年度から新たに国保保険者（政令市）から事務を受託するため、事務量の増加が予測されるが、案件処理が滞りなく実施できるよう事務処理体制を整備する。
また、法改正により県が行う広域的または専門的な事案への対応について、本会が県から再委託を受けて処理する場合、更なる業務量の増加が見込まれるため、適切に対応できる専門的な知識を有する人員を新たに採用・配置するなど、当該業務がこれまでどおり円滑に遂行できるよう、事務処理体制について慎重に検討する。
- 市町村の担当職員向けの研修を開催又は動画を配信し、管理職級職員からのアンケートを回収し、県に報告する。また、被保険者からの受診時の医療機関への申出や傷病届等の提出につながるよう広報を実施する。

(2) 第三者行為求償事務に携わる職員等の専門性の維持、向上に向けた取組

【現状・課題】

- 第三者行為求償事務を担当する職員等は、損害保険会社や加害者との交渉に必要な専門的な知識を有していることが望ましく、求償案件を迅速かつ確実に処理することが求められているため、担当職員等が専門的な知識を習得する機会として、引き続き研修会や巡回相談による支援などの取組を実施する必要がある。

【具体的な取組】

- 求償事務を担当する職員等の専門的な知識の取得・向上を図るため、損害保険に関する知識や法解釈など、第三者行為求償事務に精通している専門家による研修を実施する。また、保険者巡回相談や個別電話相談を活用して求償事務のノウハウを伝える取組を行う。

(3) ジェネリック医薬品の使用促進に向けた取組

【現状・課題】

- 令和6年7月時点の県平均数量シェア率は82.2%となり、国の指標値である80%を超えているが、80%に達していない保険者が12保険者となっている。そのため、引き続きジェネリック医薬品の使用促進に向けた保険者支援が必要である。
- 県への保険者努力支援制度申請時期において、ジェネリック差額通知書作成業務や医療費通知書作成業務での保険者努力支援制度の対象項目に関する取得条件の確認や実施内容等について、保険者から問い合わせ等が多く寄せられる。

【具体的な取組】

- 本会が県から業務受託するジェネリック医薬品の使用促進に向けた分析事業は、令和2年度を最後に未実施となっていたが、事業再開に向け県と連携し、令和6年度に分析作業を再開した。令和7年度以降は、ジェネリック医薬品の使用促進に向け継続して分析結果を保険者に提供するよう取り組む。
- 医療費通知書作成業務では保険者努力支援制度のポイント取得のため、県と連携し、医療費通知書に同封するマイナンバーカード取得促進等の広報リーフレットを作成することで保険者を支援する。

また、年次業務においては一年を通して作業頻度が少なく、保険者担当者も業務手

順等の把握が難しいことから、年次業務を対象とした説明会等を個別に実施し、その中で、保険者努力支援制度に関する医療費通知書作成業務やジェネリック差額通知書作成業務について説明するよう取り組む。

3 その他(国保制度の運営・市町村支援に関する取組)

(1) 事務処理の標準化に伴う共同事務処理推進に向けた取組

◀新規取組▶

【現状・課題】

- 保険証（紙）廃止に伴い、共同処理で実施していた被保険者証作成業務に代わる業務について検討が必要となる。
- 国保中央会が進める市町村事務処理標準システムと国保総合システムの機能整理による最適化により、国保総合システムの機能、帳票、インターフェイスの一部が削除となり、保険者が行う業務に制限が生じる可能性がある。

【具体的な取組】

- 令和6年12月2日以降、被保険者証が廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することに伴い、新たに被保険者に発行する「資格確認書」及び「資格情報のお知らせ」の作成について、これまで共同処理として受託していた被保険者証作成業務に代わる業務として、本会が受託・作成する場合の課題等を整理するとともに、保険者のニーズも確認したうえで、必要な支援を行う。
- 国保中央会が進める市町村事務処理標準システムと国保総合システムの機能整理による最適化について、国保中央会が開催する会議を通じて、必要な情報を収集するとともに、保険者の業務に支障が生じないように、個々の事情に応じた調整や細やかな情報提供に努める。

(2) 地方公共団体情報システムの標準化に向けた取組

【現状・課題】

- 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、令和7年度末までに市町村は標準準拠システムに移行する必要があるが、市町村の取組や対応状況に差異がある。
また、標準化によるシステム改修や標準準拠システムへの入替が必要となった場合、市町村から提供される国保総合システムや国保情報集約システム向けデータを取り込むための連携テスト等が必要となる。

【具体的な取組】

- 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき市町村が進める標準化に向けた取組について、県と連携し、市町村の検討及び対応状況を調査し課題を把握するなどの情報収集に努める。
また、国保総合システムや国保情報集約システムのテスト環境を利用し、市町村の意向に合わせた連携テストを実施する。

(3) 保険料(税)収納率向上に向けた取組

【現状・課題】

- 市町村が取り組む保険料（税）収納率向上対策は、国保運営方針（令和6年度～令和11年度）において目標収納率を掲げて取り組むこととなっており、また、保険者努力支援制度においても評価対象となっていることから、県と連携を図り、収納率向上に向けた各種事業をより一層充実させる必要がある。

【具体的な取組】

- 各市町村の定める目標収納率の達成に向けた取組を支援するため、県と共同で次の事業を実施する。
 - ・徴収実務研修会については、参加者の経験年数に応じて実践的な知識や技術を身に着けるための研修を行う。
 - ・収納業務に精通したアドバイザーを市町村に派遣し、現状分析及び収納率向上計画の作成支援等を行う。

(4) 予防接種のデジタル化への対応

◀新規取組▶

【現状・課題】

- 令和4年12月に成立した改正予防接種法において、市町村が国保連合会に対して新たに予防接種事務を委託することができるとされた。

現在、国保中央会において当該事務に必要な予防接種関連システム群の開発を進めており、令和8年4月の稼働を予定している。

本会は、期間を限定した新規事業として実施した新型コロナウイルスや風しんに係るワクチン接種費用の請求受付及び支払業務で得たノウハウを最大限生かしながら、当該事務が円滑に遂行できるよう準備する必要がある。

【具体的な取組】

- 令和8年度から本会が新たに行う予防接種の費用請求支払及び予防接種記録・予診情報管理等の業務について、システム開発を担う国保中央会や実施主体である市町村などの関係者と必要な情報を適宜共有、連携を図り、システムの導入から運用まで円滑に行えるよう、事務処理体制の整備を含めた準備を遺漏なく進める。

(5) 本会ホームページのリニューアル

◀新規取組▶

【現状・課題】

- 本会のホームページは平成16年に開設してから、20年が経過した。OSやミドルウェア、Webアプリケーションの陳腐化やページ追加による画面遷移の複雑化、スマートフォン非対応、容量不足による動画非対応、コンテンツの増加と閲覧ユーザーの多様化など、多くの課題がみられることから、見やすく、また容易に情報が取得できるよう、ホームページをリニューアルする必要がある。

【具体的な取組】

- 本会の事業の多様化に伴い、閲覧ユーザーも多様化していることから容易に情報を取得しやすいよう、令和8年度に全面リニューアルが完了するよう取り組む。

そのため、本会内部で検討委員会を立ち上げ、各部署の意見集約などを行うとともに、本会広報委員会での意見聴取を経たうえで、作成事業者の選定及びリニューアル作業を計画的に進める。

III 効率的で安定した事業基盤の構築に向けた取組

1 経費削減と財源確保の取組

(1) システム等経費の削減

【現状・課題】

- 厚生労働省及びデジタル庁の指導・監督のもとに実施される国保中央会が開発した全国標準システムのクラウド化や改革工程表に基づき実施される共同化システムにより、一時的に経費が増大し、保険者に対して追加費用の負担を求める可能性が考えられる。
- また、順次実施されるクラウド化を伴う全国標準システムの更改に伴い、本会が独自に開発するシステムの改修案件が増加することが見込まれるため、システム関連経費の縮減等に引き続き取り組む必要がある。

【具体的な取組】

- 国保中央会が開発した全国標準システムのクラウド化や共同化システムにおいて必要となる経費については、国の責任において必要な財政措置を講じるよう、国保中央会や全国の国保連合会と足並みを揃え要請活動を実施するなど、保険者の負担軽減に取り組む。
- 本会独自システムの開発経費については、ITコンサルタント等専門家による見積精査（見積書の評価）等を通じて、引き続きコスト削減に努める。

(2) 適正な手数料単価の設定と積立資産を活用した財源確保

【現状・課題】

- システム関連経費等の増大による審査支払手数料単価の急激な引き上げを抑制するため、積立資産を活用した財源確保の具体的な方策を検討する必要がある。

【具体的な取組】

- 審査支払手数料単価の急激な引き上げを抑制するための積立資産を活用した積立計画を策定するため、将来必要となるシステム関連経費を把握する必要があることから、国保中央会に対して、可能な限り早期に必要な情報を提供するよう要望する。そのうえで、適正な手数料単価を設定するよう積立資産を活用した積立計画を策定する。
特に、令和6年度の税制改正により積立上限額が撤廃された「ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産」については、支払基金との共同利用・共同開発によるシステム構築に多額の経費が必要となることから、保険者等の理解を得ながら、適正かつ計画的に積立資産を積立・活用する。

(3) ペーパーレス化推進の取組

《新規取組》

【現状・課題】

- 業務の効率化に向けて、職場内全体におけるペーパーレス化の推進を目的に具体的な検討を進める必要がある。

【具体的な取組】

- 電子決裁の導入や休暇管理簿のデータ処理への見直しについて、具体的な検討を進める。また、現在紙媒体により保管している各種保存文書等については、順次電子データとして保存・管理する方法に見直すとともに、電子データ化することにより不要となった保存文書等を廃棄することで、事務スペースの確保及び業務の効率化・経費削減を図る。

2 会計の透明性の確保

(1) 会計処理の厳格化・透明化

【現状・課題】

- 本会の事業運営に必要となる主な財源は、保険料や税、補助金などの公的な資金であることから、本会会計における予算執行体制の厳格化及び透明性の確保が強く求められている。

【具体的な取組】

- 本会会計における予算執行体制の厳格化及び透明性を確保するため、本会監事監査規則に則り、税理士による例月検査を通じて、事業の実施状況及び前月の出納状況の検査を毎月行うとともに、年2回の定例検査並びに本会監事による決算審査等を年3回実施する。
また、令和6年4月1日施行の法人税法施行令の一部改正を踏まえ、適正な財務運営を遂行するため、引き続き実費弁償を遵守し、剰余金の発生状況を明確にする。

(2) 保険者負担金の適正化

【現状・課題】

- 保険者負担金における被保険者数割の単価については、令和2年度から本会の事業運営に必要となる最低限の経費を6,500万円と設定・固定したうえで、3年間同一とする運用を開始した。
令和8年度から10年度までの3年間の単価については、国保の被保険者数の減少により、単価の引上げが見込まれるが、各保険者において、負担額に大きな変更が生じないよう適正な単価を設定する必要がある。

【具体的な取組】

- 保険者負担金の被保険者数割の単価見直しにあたっては、令和8年度から令和10年度の3年間の国保の見込み被保険者数を基に平均単価を算出することとなるが、各保険者において、負担額に大きな変更が生じないよう配慮し、引き続き「被保険者数規模別区分」に基づいた単価を設定する。

3 人材の育成と効率的で働きやすい組織体制の整備

(1) 効率的な組織体制の整備

【現状・課題】

- 第2次年度別職員配置（増減員）計画を踏まえ、業務実態に見合った効率的かつ適正な人員配置を行い、計画的な職員定数の管理に引き続き努める必要がある。
また、段階的な定年年齢の引上げに伴い、知識・経験が豊富な60歳超の職員を最大限に生かし、本会を取り巻く環境の変化に効率的かつ柔軟に対応できる体制を整備する必要がある。

【具体的な取組】

- 業務量調査の結果やペーパーレス化による業務効率化等の取組を踏まえ、正規職員・暫定再任用職員はもとより、それ以外の非常勤職員についても計画的な雇用管理・採用を行い、業務量に見合った適正な人員配置を行う。
また、60歳超の職員の知識・経験を最大限に生かすための対応や組織における役割についても、必要な検討を進める。

(2) 人材育成の取組

【現状・課題】

- 複雑・多様化する本会業務において、保険者等のニーズに的確かつ迅速に responding していくためには、専門性を備えた人材の育成を計画的に進めていく必要がある。
また、新採用職員の育成については、組織全体で体系的・計画的に育成を行うことができる体制を構築するため、「新採用職員の育成に係る取組に関する指針」に基づき、引き続き取組を進めていく必要がある。

【具体的な取組】

- 職員の更なるスキルアップと組織全体のレベルアップを目指し、「人材育成基本方針」を策定するとともに、職員研修の在り方や実施方法について、従来から行っている各種研修に加え、階層別、部署別、目的別等による職員の体系的な研修の充実に向けて、必要な検討を行い、実施可能なものから順次行っていく。
また、新採用職員の育成については、年度によって新採用職員を配属する部署や育成に関わる職員も異なるため、組織全体における情報の共有化（取組の成果・諸課題等）及び必要に応じて育成方法を見直すなど、適切に対処する。

(3) 関連団体との人事交流と職員派遣

【現状・課題】

- 市町村との人事交流については、より多くの市町村と相互の理解を深めていく必要があることから、毎年度実施できるよう計画的に進めていく必要がある。
- 県への職員派遣については、複雑・高度化する本会業務に適切に対応できる人材を育成するため、県の業務を一定期間経験し、視野を広げることで職員の資質向上並びに組織運営の活性化などを図るとともに、県内市町村事務の平準化等の諸課題の解決に向けて、引き続き職員を派遣し、県と連携・協力しながら対応していく必要がある。
- 国保中央会への職員派遣については、国保中央会が開発・運用する全国標準システムを全連合会が一体となって協力し、開発するという趣旨のもと、国保総合システムの最適化に向けた取組や審査領域における共同化システムへの対応等を支援するため、引き続き職員を派遣する必要がある。

【具体的な取組】

- 市町村との人事交流については、年度ごとに交流先を変えるなど、様々な保険者が行う業務等を経験することで、多くの市町村と相互理解が深められるよう、引き続き取り組む。
- 県が策定する国保運営方針の実現に向けて、県とは引き続き緊密に連携を図ることが、本会の事業を円滑に遂行する上でも大変重要であることから、当面、職員派遣を継続していく。
- 全国国保連合会総合調整会議において承認され、国保中央会の理事会及び総会で議決された「令和4年度以降の人員体制に係る方針」に基づき、職員を引き続き派遣し、国保中央会に対して意見や要望を的確に伝えるとともに、いち早く必要な情報を入手することなどにより、諸課題に適切に対応していく。

(4) 働きやすい職場の環境づくり

【現状・課題】

- メンタルヘルス不調を未然に防ぐ策として、世代・年代・役職等の垣根なく、日頃から職場内における良好な人間関係（コミュニケーション）を維持・構築していく必要である。
- 長時間労働は、健康の確保や仕事と家庭生活の両立を困難にすることから、組織全体で行う「業務の効率化」や「労働時間の短縮（適正化）」など、ワーク・ライフ・バランスの改善に向けた取組を進める必要がある。
- 男性の育児休業促進のため、「産後パパ育休（出生時育児休業）」及び「育児休業」制度の取得率向上に向けて、職場内における意識改革と体制整備を図る必要がある。

【具体的な取組】

- 職場内における良好な人間関係（コミュニケーション）を維持・構築するため、職員全員がその重要性を認識し、「コミュニケーションスキル」の向上に努める。そのため、職員相互の理解を深めることを目的とした全職員参加型の研修を実施するなど

の策を講じる。

また、メンタル疾患の未然防止策として実施している「ストレスチェック」を有効活用し、高ストレスの職員を出さないための職場環境づくりやメンタル不調になりそうな職員の変化にいち早く気付くよう、周りからサポートできる体制づくりに取り組む。

加えてハラスメントに関する研修会等を通じて、職員への意識付けやハラスメント防止策を周知・啓発するなど、セクハラやパワハラのない職場環境の定着を目指す。

- 長時間労働による職員の健康被害の防止及びワーク・ライフ・バランスの改善や業務の効率化等の推進に向けた取組として、「ノー残業デー」の適用日を拡大することとし、毎月部署ごとに定める日に加えて、新たに組織全体で統一した日を設定する。

また、労働時間を適正に管理・把握することを目的として、職員の出退勤の勤務時間について、ICカードの使用記録などを用いて客観的な記録を基礎として管理・把握するよう、管理方法を見直す。

- 本会男性職員における育児休業の取得促進に向けて、説明会等を開催し、制度の周知・啓発に努めるとともに、取得時における職員間の協力体制を構築するなど、男性職員が育児参加しやすい職場環境の構築を目指す。

4 情報セキュリティ対策と危機管理体制の整備

(1) 情報セキュリティ対策の実施

【現状・課題】

- 情報セキュリティ対策については、職員一人一人がセキュリティ意識をもって行動することが最も重要であり、職員のセキュリティ意識向上につながる取組を継続して実施する必要がある。
- 個人情報の取り扱いについて、機微な情報を多数扱う本会に対して厳格な情報管理体制の構築が求められており、引き続き適切な情報管理を徹底する必要がある。

【具体的な取組】

- 情報セキュリティ対策については、引き続きISMSの体制の下で、規格「JIS Q27001:2023 (ISO/IEC27001:2022)」における管理策や要求事項の浸透・定着を図る。また、ISMS認証取得から10年を迎え、取組が形骸化しないよう、改めて職員一人一人のセキュリティ意識の向上を図るため個人単位での自主点検を行う。
- レセプト情報など要配慮個人情報を多数扱う組織として、市町村等からも厳格な情報管理体制の構築が求められていることから、全職員研修でのグループワークなどを通じて、セキュリティ事故の防止対策をより一層強化・徹底する。

(2) 危機管理体制の整備

【現状・課題】

- 国保中央会・各都県国保連合会と締結している「災害時広域支援協定」に基づく災害時の連携体制を定期的に確認し、災害時においても各種審査支払業務が継続できるよう備える必要がある。
- また、災害発生時に被災した被保険者が、かかりつけ医療機関等を受診できず、他の医療機関へ受診することになった場合、「オンライン資格確認等システム」における「緊急時医療情報・資格確認機能」を活用し、マイナンバーカードが手元になくても患者の4情報（氏名、生年月日、性別、保険者名称又は患者の住所の一部）から薬剤情報等を把握することができるが、建物や通信機器の損壊等により医療機関等で「オンライン資格確認等システム」が利用できない場合、本会は適切な医療の速やかな提供に資するよう、必要な対応を行う必要がある。
- 本会業務継続計画（BCP）で定める「災害時の地域貢献」を踏まえ、食料その他の物資について十分な備蓄を行う必要がある。
- 本会の館内系・情報系NWについてはオンプレミス環境であることから、災害時・緊急時において、サーバーなどの情報システムが停止し、業務に支障が生じる可能性が考えられるため、災害時における業務継続の必要性の観点からクラウドへの移行について検討する必要がある。

【具体的な取組】

- 業務継続計画（BCP）の一環として、関東甲信静地区内（1都9県）の国保連合会で毎年実施している「災害時広域支援協定」に基づく情報連携訓練等を通じて、災害発生時の連携体制を確認するとともに、災害時・緊急時においても適切かつ迅速に行動できるよう業務継続計画（BCP）について必要な見直しを行う。
- また、災害救助法が適用された場合、既往歴等の提供に関する国から発出される事務連絡に基づき、本会は国保中央会と連携して医療機関等又は保険者からの照会に応じることができるよう、本会が保有する被保険者等の既往歴の提供に係る体制を整備・確保する。
- 業務継続計画（BCP）で定める「災害時の地域貢献」を踏まえ、備蓄する食料その他の物資について確保すべき数量や調達方法、保存場所などの具体的な対策を検討する。
- 現在オンプレミス環境で運用する館内系・情報系NWについて、災害時の業務継続の必要性の観点から、将来的なクラウド環境への移行に向けた「ロードマップ」を策定する。

(3) 国保会館の老朽化対策及び設備機器の計画的な更新

◀新規取組▶

【現状・課題】

- 本会が所有する国保会館について建設後24年を経過していることから、計画的に老朽化対策及び設備機器の更新を行う必要がある。

【具体的な取組】

- 本会が所有・管理する「国保会館」については、建設後 24 年を経過していることから、会館の老朽化対策を講じるとともに、耐用年数を迎えている設備機器についても、安全性の観点から計画的かつ速やかに機器の入替工事等を実施する。